

2025 年度

横浜市の予算編成に対する

日本共産党の要望

2024 年 9 月 25 日 提出

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団議員室

TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

【目 次】

2025 年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望	7
【脱炭素・GREEN×EXPO推進局】	8
1. 旧米軍上瀬谷通信基地跡地	
2. 2027 年国際園芸博覧会	
3. 地球温暖化対策	
【政策経営局】	9
1. 住民自治	
2. 公共交通政策	
3. 米軍基地 同跡地	
4. 平和都市	
5. 原子力発電所	
6. 指定管理者制度等	
7. ジェンダー平等社会の実現	
8. 痴漢ゼロ、性犯罪・性暴力のない社会へ	
【総務局】【危機管理室】	11
1. 市庁舎管理	
2. 市民利用施設の統廃合計画	
3. 市職員体制	
4. 横浜市防災計画の改善	
5. マイナンバー・マイナンバーカード	
6. 市立大学	
7. その他	
【財政局】	14
1. 予算編成にあたって	
2. DXについて	
3. 市民利用施設利用	
4. 公共施設跡地利用	
5. 入札・契約	
6. 税等滞納整理	
7. 公共施設の更新・改修	
8. その他	
【国際局】	16
1. 真の平和都市を目指して	
2. 多文化共生社会の実現	
【市民局】	16
1. 防災・災害対策	
2. 区役所	
3. 人権	
4. 市民利用施設等	

5. 広聴	
【にぎわいスポーツ文化局】	18
1. 防災・災害時対策	
2. 横浜 BUNTAI	
3. 文化振興	
4. 区民文化センター	
5. 障害者スポーツ振興	
6. 地域スポーツ支援	
7. 次世代育成事業	
8. 歴史を生かした観光都市	
【経済局】	19
1. 中小企業振興	
2. 小規模企業振興	
3. 小規模事業者支援	
4. 地域経済の仕事探し	
5. 労働環境の改善	
6. 横浜市中央卸売市場	
【こども青少年局】	20
1. 子どもの貧困解決	
2. ヤングケアラー対策	
3. 放課後児童クラブ	
4. 放課後キッズクラブ	
5. 保育所等	
6. 認可外保育所等	
7. 障害児支援	
8. 児童虐待・育児不安への対策	
9. 引きこもりの若者の自立支援	
10. 青少年を育む地域の環境づくり	
11. 原発事故による放射線被害への対応	
【健康福祉局】	26
1. 国民健康保険	
2. 医療費減免・徴収猶予・差額ベット料	
3. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）	
4. 高齢者・介護施策（介護サービス）	
5. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）	
6. 高齢者・介護施策（介護人材確保）	
7. 高齢者・介護施策（敬老バス）	
8. 高齢者・介護施策（補聴器）	
9. 高齢者・介護施策（その他）	
10. 後期高齢者医療制度	

11. 障害者施策（全般）	
12. 障害者施策（多目的トイレ・オストメイト対応トイレ）	
13. 障害者施策（住まい）	
14. 障害者施策（精神）	
15. 障害者施策（移動）	
16. 障害者施策（視覚）	
17. 障害者施策（聴覚）	
18. 障害者施策（呼吸）	
19. 障害者施策（医療的ケア）	
20. 障害者施策（身体）	
21. 障害者施策（重症心身障害）	
22. 障害者施策（防災）	
23. 障害者施策（スポーツ）	
24. 生活保護施策など	
25. その他（簡易宿泊所・違法民泊）	
26. 医療費助成	
27. 医療施策	
28. その他の医療施策	
29. 動物	
30. 墓地	
31. 受動喫煙対策	
32. その他	
【医療局】	38
1. 災害時医療施策	
2. 保健医療施策	
3. 休日急患診療、二次救急医療	
4. コロナ対策	
【みどり環境局】	40
1. みどり税	
2. 市内農業	
3. 緑の保全	
4. 公園	
5. 大気汚染	
6. アスベスト	
7. 海洋汚染対策	
【下水道河川局】	41
1. 防災・災害対策	
2. 治水対策	
3. 河川整備	
【資源循環局】	41

1. 資源化の推進等	
2. 施設・建物	
3. 喫煙禁止地区の推進	
【建築局】	42
1. 市営住宅等	
2. セーフティネット住宅	
3. 災害対策・住まいの安全・安心の抜本的向上	
4. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等	
5. 脱炭素社会の実現	
6. 人材育成	
7. 消費者保護	
8. その他	
【都市整備局】	45
1. 旧米軍上瀬谷通信基地跡地	
2. 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）	
3. 都心臨海部再開発	
4. 横浜駅周辺地区の防災対策	
5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	
【道路局】	46
1. 生活道路整備、災害対策	
2. 高速横浜環状南線および北線	
3. 地域生活交通網の改善・整備の促進	
4. 自転車対策	
5. シーサイドライン	
【港湾局】	47
1. 平和な横浜湾を	
2. 港湾整備	
3. 災害対策	
4. 横浜港の安心・安全	
5. 通勤バスの充実について	
【消防局】	48
1. 消防力・救急体制の強化	
2. 石油コンビナート、米軍基地	
3. 消防団	
4. 救急救命体制の充実	
【水道局】	49
1. 防災・災害時対応	
2. 災害時の備蓄	
3. 水道料金の負担軽減	
4. 地域貢献	

5. 水源管理	
6. 企業団	
7. 脱炭素の取組	
【交通局】	50
1. 市営地下鉄	
2. 市営バス	
3. ダイヤ改正時の対応	
4. 市営バス バス停留所の改良	
5. 市営バス 担い手確保に向けて運転手の処遇改善	
6. 市営バス バス乗務員の保健・福利厚生	
【教育委員会】	52
1. 教員未配置問題の解消	
2. 教育費無償の原則等	
3. 子どもの貧困対策	
4. 就学援助	
5. 障害児教育	
6. 学校保健	
7. 不登校への支援	
8. 教育条件の整備	
9. 安全・安心の環境	
10. 学校図書館	
11. 学校施設整備	
12. 学校安全教育の推進	
13. 学校給食等	
14. 夜間中学校	
15. 中学校の部活動	
16. 教科書採択・副読本等	
17. 図書館	
18. 文化財保護	
19. ICT教育	
20. 高校・部活など	
【選挙管理委員会】	58
1. 期日前投票の改善と拡充	
2. 参政権の保障	
【議会局】	59
1. 職員の勤務の在り方	

2024年9月25日

横浜市長 山中竹春 様

日本共産党横浜市会議員団
団長 古谷やすひこ

2025年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望

市長は、9月2日に職員にむけて「令和7年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」を出されました。そこで示されている小児医療費無償化や市独自の出産費用助成などの子育て支援の拡充や総合的ながん対策強化などの施策展開については、私達も評価・歓迎しているところです。

また、市長が基本的な考え方の中で市職員に呼びかけている「子どもから高齢者まで誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができるまちづくり」や「命と暮らしを守る防災・減災対策」、「横浜ならではの『人にやさしいまち』」は、私達に届いている様々な市民要望にかなう方向性であり、大いに期待するものです。

また、より良い行政サービスの追求に向けて、「データを有効に活用し、施策の効果の見える化（成果指標の設定と効果検証）」をすることを要請されています。昨年度は、敬老バスの介護予防効果の検証が行われました。引き続き科学的な見地で施策の社会的な効果の検証が図られることに注目していきます。

さて、私たちはこの一年間、市民の声を集め、市政に届ける役割を果たせるよう努めてきました。6月から市内の25団体と懇

談し、地域に出向いて要望を直接聞く出張懇談会（6区）や、横浜の防災を考える防災シンポジウムなどを開催してきました。

市民の声を聞く取り組みは、私たちの活動の原点であり、1967年に日本共産党の横浜市議が初めて誕生した時からブレずに貫いてきた姿勢です。

私達が1973年から繰り返し要望してきた小児医療費の助成の拡充は、当時はまずは3歳まで無償化を求めるものでしたが、少しずつ対象年齢が上がり、山中市長により中学校卒業まで所得制限なしの無償化が進められました。今後は18歳まで無償化へ進むことを強く要望します。

また、今年度から65歳がん検診が無料となりました。これも2003年から要望してきたもので歓迎です。精神障害者への交通運賃割引の適用も然りです。

どんなに時間はかかっても市民が切に望む道理ある要望は必ず実現できると確信を深めたところです。

本要望書は、これまでに寄せられた市民要望を整理し、5人の議員が手分けしてまとめたものです。ぜひ、来年度予算編成へ反映していただくことを心よりお願い申し上げます。

2025年度横浜市予算編成にあたっての日本共産党の要望（局別）

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局】

1. 旧米軍上瀬谷通信基地跡地

- (1)（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備は、本来国が全責任を持って整備をするものであり、国に全額負担を求める。
- (2)（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備では、現在に至っても、旧日本軍の残した不発弾の発見や米軍が残した汚染物質等もあり、整備事業にあたっては、近隣住民や作業員に被害の無いよう細心の注意を払い行うこと。
- (3)確認されたすべての汚染土壌を「掘削除去」すること。また、市民に情報提供を行うこと。
- (4)旧米軍上瀬谷通信施設跡地は、環境省指定の里地里山、横浜市水と緑の10大拠点の一つという首都圏でも貴重な農と緑の環境が保全された広大な土地であることを重視して、当初の「米軍施設返還跡地利用指針」に沿って、防災機能、農業振興、緑地を基本とした土地利用計画へと見直し、近隣住民の要望に応えて医療関係の施設を入れることを再度検討すること。
- (5) 土地区画整理事業が実施されているなかで、必要となる環境影響評価法に係る手続きで出されてきた市民・市・県・国からの意見を誠実に履行すること。
- (6)近年、増えているゲリラ豪雨などによって想定できる下流域での水害を防ぐため、整備区域内全てをコンクリートで覆うのではなく、土の面を広く残し保水環境を残すこと。
- (7)ホトケドジョウやヤマサナエ(とんぼ)が生息し、ノスリやオオタカが餌を狩る場として飛び回るなど 動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出すること。
- (8)環境影響評価において、専門家等は移動や移

植するだけでは、生態系を守ることにはならないと指摘している。一度失った生態系を取り戻すことができない事実に真摯に向き合い、事業者選定委員の指摘の通り、事業者に対して観光にぎわい地区においても生態系がしっかり保全される計画にすることを守らせるこ

- と。
- (9)新たなインターチェンジ整備費は物流事業を運営する事業者だけではなく、テーマパーク事業者にも負担を求める。

2. 2027年国際園芸博覧会

- (1)「2027国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)」の有料入場者数を半年で1,000万人とする設定は、地域の交通混雑と環境悪化を激化させる無理な輸送計画を招くもので、このまま進めることは市民理解は得られないと考える。また来場者の3割以上を周辺駅から輸送するとしているシャトルバスは全体で800台を投入し、混雑時には1時間に2,500人、50本を運行するとしているが、バス運転手不足が深刻化しており、運転手確保の見通しもない実現性が乏しい計画であることから、来場者数を現実的なものに改め、その上で輸送計画の再検討を行うこと。
- (2)国際園芸博覧会は、企画において豊かな自然環境を生かすよう英知を結集するとともに華美な取り組みとならないようにすること。

3. 地球温暖化対策

- (1)温室効果ガス削減目標を60%まで引き上げること。『全力で取り組む』とした意気込みを『実行計画』に落とし込むこと。
- (2)ペロブスカイト太陽電池の発祥の地として、早期の実用化を図ること。
- (3)一定規模の建物建設に断熱化や太陽光パネル設

- 置などの脱炭素化対策を建築許可条件とすること。また、東京都や川崎市のように、一定規模以上の新築・増設建築物に太陽光発電設備の設置の義務付けを行うこと。脱炭素化対策強化のための補助金や減税措置などを創設すること。
- (4) 戸建て新築・建替え、既存住宅への太陽光発電・蓄電など家庭用分散型電源システムの支援制度を市独自に創設し、県の支援に上乗せすること。
- (5) 再エネを地産地消する電気「はまっこ電気」事業を推進すること。
- (6) 市独自の地域電力会社を設立すること。
- (7) 『再生可能エネルギーに関する連携協定』の推進を図ること。市内事業者には、再エネ導入のメリットを伝え、切り替え促進への協力をすること。
- (8) 気候危機対策に向けて、全市民の行動変容を促すため、「気候非常事態宣言」を発出すること。
- (9) 横浜市地球温暖化対策実行計画の次期の改定にあたっては、国のエネルギー政策の一つである、原発依存・石炭火力依存からの脱却を図ること。

【政策経営局】

1. 住民自治

- (1) 市民参加、住民自治を確立するため、区協議会の設置など、区民が区行政に参加できる制度をつくること。また、区行政における住民参画機会の仕組みづくりは、特別市の議論（自治市実現後の課題）とは別に推進すること。
- (2) 特別市の実現については、市民的議論も無い中で、予算を計上し続けることに道理がないことから、関連の予算を削減し、対応している特別部署そのものを廃止すること。

2. 公共交通政策

- (1) 市営バス（交通局）や民間バス路線も含めた市内全域の交通問題を一括対応できる部署（仮称公共交通政策課）を政策経営局内に作り、都市整備局と連携すること。また、交通事業者をはじめとした各種関係者と連携し、取組を進めること。

3. 米軍基地、同跡地

- (1) 市内米軍基地の早期全面返還に向けた取り組みを強化すること。市役所で展示されたパネル展については、全区での展示を計画し推進すること。また、市民からの貸し出しに応じること。
- (2) 横浜ノース・ドックの基地機能強化につながる揚陸艇部隊の配備撤回を国や米軍に求めるここと。
- (3) 米軍人・軍属に対する感染症発生時における必要な措置について、市として即応的に動くことができる仕組みの構築を行うこと。
- (4) 横浜市民の命と暮らしを守る立場で、事故が起きた場合甚大な被害を及ぼす恐れのある米原子力空母の横須賀港の母港化に反対表明をすること。
- (5) 根岸住宅の跡地利用は、地権者と地域住民の意向をふまえつつ全市的見地に立ち、市民と丁寧に議論をしながら進めること。特に根岸森林公园内に作ろうとしている道路計画は、公園を分断することになるので、安全性を確保することにしっかり取り組み、地域住民の合意を得て、より良い計画を策定すること。
- (6) 根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住し、日常生活が制限されている市民のアスベスト飛散等の不安等が直ちに解決が図られるよう米軍および国への働きかけを行うこと。また計画の進捗を明らかにするよう国・米軍に求めること。
- (7) 池子住宅地区横浜市域部分の即時返還を実現させること。
- (8) 深谷通信所跡地と旧米軍上瀬谷通信施設跡地の国有地については、国の返還財産処分方針によらず、全面的な無償貸与ならびに譲与を引き続き国に働きかけ、市負担がないようにすること。

4. 平和都市

- (1) 横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の入港・接岸を認めないこと。
- (2) 神戸港のように非核証明の提出を求める仕組

みを導入し平和な横浜港を実現すること。米軍艦船の修理に関して、市内の民間施設を使用しないよう、国と米軍に求めること。

- (4) 米軍艦船の修理に関して、市内の民間施設を使用しないよう、国と米軍に求めること。
- (5) 本市防災訓練に防災のための組織ではない米軍の参加を要請しないこと。
- (6) オスプレイを横浜市上空を飛行させないよう国と米軍に求めること。

5. 原子力発電所

- (1) 神奈川県の隣にある浜岡原子力発電所で重大な事故が起きた場合の避難計画をつくること。また、市民の命を守るためにも市として浜岡原発の廃炉を求めること。
- (2) 横須賀市の米原子力艦船の放射能汚染を含む重大事故を想定した防災訓練・避難計画を持つこと。また、横須賀港への米原子力艦船の寄港に反対表明を行うこと。
- (3) 放射能汚染対策費用の賠償金が早期に全面的に支払われるよう、東京電力に対して強く働きかけること。また未収金の解決に向け、和解仲介の申立て手続きを着実に進めていくこと。

6. 指定管理者制度等

- (1) 指定管理者制度は、期間の定めがあるため、不安定な非正規雇用が主流となり、職員のスキルアップや事業の蓄積などが継続されず、結果的には市民サービスの低下になっているため、国へこの制度の廃止を求めること。
- (2) 物価高騰の影響で、支出が増えている指定管理者に対し、働く人たちの雇用を守るという観点で、指定管理料の増額を行うこと。

7. ジェンダー平等社会の実現

- (1) いまだに男女間の賃金格差が大きい状況を市として分析すること。またその状況の改善を図るために、市独自の改善施策を講ずること。また市として本市職員の男女賃金格差の解消をはかること。女性の雇用が多い会計年度任用職員については、正規雇用への置き換えを順

次進めること。

- (2) 市役所責任職の女性の割合を抜本的に高めること。早急に 30%目標を達成しうる手立てを打つこと。
- (3) 市の外郭団体の女性役員比率を引き上げること。
- (4) 各種審議会委員の女性比率を高めること。
- (5) 市内企業における女性登用促進を引き続き図っていくこと。
- (6) 男女共同参画センターの相談窓口の人員体制を強化し、妊娠・出産による解雇、嫌がらせ(マタニティ・ハラスメント)や、生活困窮している女性労働者への支援を強めること。相談窓口の周知徹底を図ること。
- (7) 男女共同参画センターが市内に 3か所しかないので、男女共同参画の取り組みを拡充する場として、各区に窓口を設置して、身近な場で相談できるようにすること。
- (8) 自営業・農業女性など家族従業者の働き分を経費と認めない所得税法 56 条について、市として廃止を国に求めること。

8. 痴漢ゼロ、性犯罪・性暴力のない社会へ

- (1) 包括的性教育の推進に取り組むこと。また包括的性教育は学校だけでなく、大人向けにも実施すること。
- (2) 性犯罪の規定が 2023 年 7 月 13 日から変わったこと機に、同意のない性的な行為は性暴力であることなど、市として、性犯罪・性暴力等の新しい規定を市民に広く伝えること。
- (3) 「痴漢ゼロ」に向け、横浜市として、
 - ①被害アンケート調査を実施し、市として公表すること。
 - ②市営地下鉄、バス、公共施設などへ、「痴漢は重大な性犯罪である」「痴漢の被害は軽くない」「被害者は一切悪くない」「被害者を一人にしてはいけない」という 5 つの基本認識をポスターにして掲示すること。
 - ③痴漢加害防止のアナウンス放送や電車内の動画、電光掲示板、SNS での呼びかけなどを強化するよう鉄道事業者に求め、市営バスや市

の広報でも行うこと。

④加害者の再犯を防ぐ取組みを進めること。

⑤中学校、高等学校、大学などの受験シーズンは特に公共交通機関における痴漢防止対策を強化すること。学力検査や入試の時に痴漢被害のために試験に遅刻する場合、救済措置の対象となっていることを公報すること。

(4) 性犯罪・性暴力被害の相談窓口については、24時間 365 日無料で相談を受けられる、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」などを、学校や公共施設のトイレなどに配架・広報すること。

9. 広聴

(1) パブリックコメントに寄せられたご意見を真摯に受け止め、聞き置くのではなく、計画に反映させること

(2) 横浜市ホームページについては、使いやすさなどについて市民の意見を聞く機会を定期的につくり、より良い改良を重ねていくこと。

【総務局】【危機管理室】

1. 市庁舎管理

(1) 市長室の存在を市役所の各案内版に明記すること。

2. 市民利用施設の統廃合計画

(1) ①「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・旧余熱利用温水プールの統廃合計画は中止すること。
②学校のプールも無くし、水泳に触れる機会が減らされてきているが、横浜市スポーツ施設条例の第1条にある「スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する」とあるように、スポーツが市民にとって身近なものとなるよう、市民のプールを減らすことなく、市民に身近なプールの更なる利用促進をすすめること。

3. 市職員体制

- (1) 横浜市の職員体制は、他都市と比べて少なく、職員一人当たりの市民の数が荷重になっているので、抜本的に増員すること。
- (2) 市民に身近なサービスを行う区役所の現場における職員配置を増やすこと。
- (3) 男女の雇用格差を助長している会計年度任用職員から正規職員に切り替える計画を持ち非正規職員を無くすこと。非正規雇用をなくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。
- (4) 男性職員の育児休暇取得率の引き上げを図ること。そのために育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置のあり方を検討すること。加えて、男性職員の育児休暇は1か月ではなく、育児にきちんと携われる期間とするこ。
- (5) 本市の障害者採用について、地方公共団体の障害者の昨年度の法定雇用率 2.6%は達成したが、国が示した3%となっていないことから①早期達成のためにもさらなる雇用の促進と、受入れ職場の拡大、就労支援相談員の配置等による「離職防止のための定着支援」の観点で取組を進めること。
②特別支援学校や市が設置する横浜市障害者就労支援センターとの連携をさらに強めること。
③法定雇用率未達成の外郭団体、指定管理者の雇用率の公表などを行い、達成に向けた指導を行うこと。
- (6) ストレスチェックで高ストレスと判定された職員の面接指導結果等を受けて、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。過労死ラインを超える超過勤務者を出している職場には、職務内容の見直しを行うなどその状況を解消する人員配置を行うこと。
- (7) 市民の命と財産を守るために、また新興感染症対策をはじめ頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震など、非常時に十分対応できる職員配備体制とすること。また、改めて現状の配備体制について総点検

をしたうえで、体制強化を図ること。

4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 市防災計画は、市域特性や激甚化する異常気象や豪雨に対応できる内容に改めること。また、「被害を出さない地域づくり」や「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最少化」を基本とし、想定外をつくらない、被害を過小評価しない計画にすること。
- (2) 家具転倒防止事業については、引き続き助成事業の継続とともに、その対象を広げること。感震ブレーカー設置事業については、全市対象となったことは大きな前進であるので、更なる利用しやすさに向けて、個人申し込みがどの地域でもできるよう、利用しやすさを進めて、前進させること。高齢者世帯への器具の取り付け支援もあることなど、周知をさらに進めること。
- (3) 洪水浸水想定の対象地域になっている市民に対し、ハザードマップ等を使っての住民説明会の開催をさらに拡大させること。
- (4) 地域防災拠点(ほとんどが小・中学校の体育館)について、被災者が安全安心に過ごすことができるよう、下記の取り組みを進めること。
- ①段ボールベッド・はまっこトイレ・簡易トイレなどの準備数は、1,000人としている想定避難者数にふさわしく抜本的に増やすこと。また、物資の置場が無い点では地域の公園なども備蓄品の置場として活用する。
- ②プライバシー確保と安心の避難生活のために、家族で過ごせるテント等を備えること。
- ③避難所での電源の確保と Wi-Fi 環境を学校とは別に整備すること。
- ④体育館には、ライフラインの電気が止まつても空調を稼働できるガスヒートポンプ方式等のエアコン設置を進めること。
- ⑤市・区の災害対策本部からの情報や地域の被災情報等が集まる拠点としても機能させ、防災拠点に避難されている方だけでなく、防災拠点の周辺の自宅避難者や車中避難者にも情報が伝達されるよう取り組むこと。

- ⑥防災拠点が機能するよう、避難訓練時に被災者である自分たちが被災者支援を行うボランティアとなることを想定した訓練を行うこと。
- ⑦体育館の床に雑魚寝ではなく、TKB48(48時間以内にトイレ・食事・ベットを整える)を目指して、物資を備えること。周辺の被災者にも食事やトイレの提供ができるよう取り組むこと。
- ⑧給食調理室での調理ができるよう訓練をおこなうこと。
- ⑨災害時協力体制として、キャンピングカー協会や、キッチンカーの業界、市内レストランなどとの災害時祝辞供給体制など要請をしておくこと。
- (5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について100%を達成できるよう市が責任を持つこと。
- (6) ハザードマップの洪水浸水想定区域にある8つの区役所が、災害時本部機能が維持できるよう電源施設は二階以上に上げるなど、緊急に取り組むこと。
- (7) 防災スピーカー(防災行政無線)を全市域に整備する計画をつくること。スピーカーからの多言語での公報も取り組むこと。
- (8) 大勢の人が集まる地域では、デジタルサイネージなども活用し、災害情報・避難情報を伝達すること。
- (9) 障害がある方々にも情報が伝わるよう、まちの掲示板などに情報を貼りだす仕組みも作ること。
- (10) 防災専用に使える緊急告知FMラジオの配布を行うこと。ハザードマップで危険なエリアを皮切りに全世帯に確実に行きわたるようにすること。
- (11) 聴覚障害の方も含めて災害弱者の方への目で見える情報提供の方法として、プッシュ型テレビの取り組みが始まったが、設置後の月々の負担が大きいので、無料化の検討をすること。
- (12) 防災行政無線の音声がキャッチできる防災ラジオも普及させること。希望者には無償で配布すること。

- (13) 防災協定・災害時協定を結ぶ団体を、建設組合などにも広げること。
- (14) マンションなど集合住宅にお住まいの方への災害時の対応について、
 ①地震が起きたら、トイレは使えない。水も使えない。下水管や排水管の状況が把握できるまでは水は流せないことを周知すること。
 ②合わせて、ライフラインが回復するまで、トイレパック・水・食料の備蓄が必須であることを周知すること。
- (15) 風水害における逃げ遅れゼロを達成するために、対象住民が避難場所まで速やかに移動できるよう、訓練時から必要な体制をとること。
- (16) 誰もが災害種別によって避難行動がとれるよう、音声などでの情報伝達はもとより、道路や歩道をはじめ、ビルの階段や公共施設、町内会の掲示板、電柱などに表示の工夫をすること。
- (17) 防災訓練に障害がある方が参加できるよう、区役所が防災訓練主催者や障害者団体に働きかけること。
- (18) 地域防災拠点等の要援護者に配慮し設置したスペースを実際に使用してもらい、安心できるようになっているか検討を重ねること。
- (19) 圧倒的に不足している福祉避難所の箇所数を増やすこと。「通い慣れた施設」福祉避難所となるよう進めること。また、福祉避難所には車で避難せざるを得ない人がいることから、駐車場の確保や送迎について検討実施すること。また、個人所有の自家用車両の避難場所も確保することについて周知すること。
- (20) ペットがいても安心して避難できるように全ての地域防災拠点でペット同行避難の受け入れが十分に進むよう市としてイニシアチブを発揮すること。対応地域内のペット数の把握を行うこと。
- (21) 災害に関して、神奈川県建設業協会横浜支部、横浜建設業協会及び神奈川建設重機協同組合の3団体だけでなく、建設横浜や神奈川土建などの協力機関を広げて、応援協定を締結すること。
- (22) 鶴見区など津波避難施設の指定箇所の少ないところは、計画的に増やすこと。津波避難情報板の設置はさらに増やすこと。また劣化しているものは更新すること。
- (23) マンション防災対策について、防災力向上マンションの認定数を抜本的に引き上げる取り組みを推進すること。
- (24) 浸水想定区域や地震火災による被害想定地域等の各自治会・町内会等に、アドバイザーを派遣して行う防災・減災推進研修をさらに増やすことへの支援を、抜本的に強化・徹底し、継続すること。
- (25) 家具転倒防止対策助成事業が推進されるよう、年齢要件撤廃で対象者拡大を図り、体制をとり相談活動を行い、推進すること。

5. マイナンバー・マイナンバーカード

- (1) 様々な問題を抱えるマイナンバー制度について、適用拡大を行わないことを国に対して求めること。
- (2) マイナ保険証について、紙の保険証を廃止し、法に反する強制を行わないよう国に求めるこ
- (3) 窓口トラブルが起きない「資格確認書」を全被保険者に交付すること。
- (4) マイナンバーを記載しなくても行政手続きにおいて不利益がないことを正確に市民に知らせること。
- (5) マイナンバーカードの返納ができるなどをホームページ上だけでなく区役所などにも掲示すること。
- (6) 市職員に対するマイナンバーカードの取得強制は行わないこと。

6. 市立大学

- (1) 横浜市大学として引き続き、日本学術会議により2017年3月に出された「軍事的安全保障研究に関する声明」の通り、国の軍事研究には加担しないよう堅持すること。横浜市内の他大学にも働きかけること。

- (2) 市立大学附属病院や「センター病院」では、療養担当規則等を遵守し、希望される方以外は差額ベッド代の徴収をしないこと。また、この点について明確に伝わるよう、院内の特に患者さんの目に触れる場所に掲示すること。
- (3) 市大医学部と附属 2 病院の再整備については病床数の削減を行わないこと。特に福浦の附属病院については、金沢区域の病院が減ることで区民の不安の声が寄せられており、専門科の救急医療体制にも支障が出てくる懸念がある。医療機能を継続させること。
- (4) 国の高等教育への就学制度を活用することと市独自の予算も投入して、どの学生も経済的不安を持つことなく学べようとして給付制奨学金制度の枠を大幅に広げること。
- (5) 世界の高等教育の学費無償化の流れをしっかり受け止め、横浜市大の入学金ゼロ、授業料を半額にすること。
- (6) 体育館・武道場にエアコン設置の計画を策定すること。
- (7) 各部活動の部室などが入るサークル棟の建て替え等改修をすること。

7. その他

- (1) 旧統一協会やその関連団体のこれまでの市民に与えた被害を明らかにし、今後更なる被害を拡大させないためにも、その他の外郭団体も含めて、寄付金の受け取りで市が信頼している団体との誤解を与えることの内容一切の関係を断つこと。

【財政局】

1. 予算編成にあたって

- (1) 予算編成にあたっては、財政の持続性や市民生活を守り支えることを主眼におくこと。利用料金の値上げや福祉医療など市民サービスの廃止や切り下げは行わないこと。
- (2) 主要な諸外国では国民や事業者など納税者の権利利益保護を図るために制定している納税者権利憲章を、本市でも制定すること。
- (3) 国民や事業者など納税者の権利利益保護を図

るために、市民から信頼される税務行政の実現を掲げ、適正な賦課徴収事務の執行に努め、職員一人ひとりが常に市民・納税者の視点に立ち、親切丁寧でわかりやすい説明を心がけるとともに、税に関する市民向け広報の拡充を図るなど、納税者サービスの一層の向上に取り組んでいる市として、納税者権利憲章を制定し、国に制定を求めるここと。

2. DXについて

- (1) システムの標準化を進めることで、市独自の施策が後退するこがないようにすること。
- (2) 地方自治を守り発展させることにならず、職員の削減・不安定雇用の拡大などの口実となる自治体 DX となることが判明した場合は、直ちに国に中止を求めるここと。
- (3) 「横浜DX戦略」を、職員の削減・不安定雇用の拡大に使わないこと。

3. 市民利用施設利用

- (1) 財政ビジョンを理由にして、利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は撤回し、公共財は無料もしくは低廉な負担を堅持すること。
- (2) 市民が住んでいる県営住宅の老朽化の状況を市として把握し、県に改善を促すこと。

4. 公共施設跡地利用

- (1) 学校や区役所などの公共施設跡地の公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」を廃止すること。市民の財産として地域住民・区民・市民参加でその要望にもとづいた活用ができる方針にあらためること。

5. 入札・契約

- (1) 公契約法の制定を国にもとめること。それが実現するまでは、公契約条例を制定し、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金を保障し、扱い手確保につながるよう労働条件の環境整備を行い、よって市内経済の好循環をもたらすことができるよう

にすること。

- (2) 品確法・建設業法・入契法の通称「扱い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の雇用・労働条件の向上を図る対策が進むよう市として具体的な手立てをとること。また、内容を拡充すること。
- (3) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対して徹底されているかを把握するために、市として元請けに対し報告を義務付けること。関係法令が遵守されているか点検すること。内容によっては改善を求めるこ
- (4) 市発注工事受注業者に対し、下請業者との契約に際しては、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入に関して徹底した指導を行うこと。建設業に関わる世代継承が確実に行われるよう、技能労働者の賃金が目減りすることのないように、日給月給の働き方から、週休2日制が確保できるように、工事費に諸経費や労務費等の増額補正を行うこと。
- (5) 元請けに対し、建退共の加入についてさらなる徹底を図る手立てを講じること。徹底されているかを現場確認すること。
- (6) 補助事業に係る1件100万円以上の発注を行う場合は、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積徴収を行う旨を規定しているが、その対象を50万円以上に見直すこと。現在100万円未満の場合にあっても市内発注に努めることを原則としているが、市内小規模事業者等への仕事に繋がるよう補助金交付を行う各区局に対して指導を引き続き徹底すること。
- (7) 中小企業振興基本条例に基づき、市内中小業者の受注機会の確保をさらに図る取り組みを進めながら、金額ベースで工事・物件役務をそれぞれ引き上げること。
- (8) 市内小規模事業者に仕事の確保ができるよう、入札参加資格をさらに改善し工夫をはかり、中小企業の中でも小規模事業者への発注につ

いて数値化し、状況を把握して、発注が増えていくように取り組むこと。

- (9) 保育所や学校などの整備については、開所・開校する時期が決まっている事業は、ゆとりをもって事業者が工期を取れるように引き続き配慮すること。週休二日制度を加味した工期設定とすること。また、工事発注については年間を通じての工期となるよう、平準化すること。
- (10) 財産評価審議会での審議内容について、審議会の会議及び議事内容を公開とし、発言者名も分かるように詳細に記録し、審議後にも検証が可能となるようにすること。
- (11) 橋梁補強の工事について、財政局として市場価格での適切な積算金額とすること。
- (12) 市所有の資材置き場について、局間をまたいで貸し出すことを行うこと。また仮置き場代金についても、市場価格に合わせて上げること。

6. 税等滞納整理

- (1) 国保は相談窓口が明確化されて分かりやすくなっているが、市民税についても分かりやすい窓口を各区役所に設置すること。市民税と国保についての相談をする窓口は一体化すること。
- (2) 市民税減免規定は、活用できる条件が厳しいため、生活実態にあった減免規定に改善すること。
- (3) 市民からの納付相談については、減免や分割払いなどに対応することを伝えて、年度内の支払いを強要しないこと。
- (4) 市税及び税外債券の滞納整理は、滞納者の生活をより悪化させる差し押さえは、行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう区の生活支援課と連携を密にすること。相談の上、分納している方は一括納付を強要しないこと。
- (5) 市税における換価の猶予制度については、各区役所税務課窓口において窓口対応者が制度

を承知していない対応がおきている。局として調査し改善すること。また、広報物「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」があるということで終わらせないで、専門家ではない市民が活用するのは難しいので、区の窓口担当者がすること。換価の猶予制度についてもプッシュ型で当事者へ知らせること。

7. 公共施設の更新・改修

- (1) 公共施設の更新・改修が確実に執行できるよう予算を確保し、何よりも安全安心に努めること。

8. その他

- (1) 横浜市内における土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書の取得は、各行政区で横浜市全域の「土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書」の取得ができるようにすること。

【国際局】

1. 真の平和都市を目指して

- (1) ロシアやイスラエルの状況を見れば、核抑止力の破綻は明らかになっており、横浜市国際平和の推進に関する条例前文にこめられた核兵器廃絶の願いを真摯に受け止め、平和首長会議加盟自治体として、市民に依拠した核兵器廃絶に向けた運動を旺盛にし、日本政府に対し本市単独で核兵器禁止条約に署名、批准を求める。
- (2) 2024年世界最終時計が2年連続で過去最短の残り90秒を示すなど、ロシアやイスラエルが核兵器使用をちらつかせる危機的状況下で、本市として非核平和都市宣言を行い、川崎市・相模原市も加入する日本非核宣言都市協議会へ加入し、核廃絶の先頭にたち活動すること。
- (3) 「市は、国際平和に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育を行うものとする」と謳った国際平和推進条例に基づき、国際平和講演会の継続、市役所で行われている国際平和に関するパネル展の充実、区役所などの実施、18区ごとに反戦平和発表市民参加のパネル展や催しをさらに支援し、国際平和に

関する市民活動についてまとめた報告書を新たに作成すること。

- (4) 各区役所で、横浜市が中心となって、原爆被害者の会や市民団体と一緒に「原爆展」を開催し、原爆の実相を次世代に伝える取組を積極的に進めること。
- (5) ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、本市の核兵器廃絶など国際平和に関する取組を世界に発信するため、市民や平和活動団体など含めた本市代表団を組織して原水爆禁止世界大会に送ること。
- (6) 川崎市平和館の設置目的「市民の平和に対する理解を深めるとともに、平和を希求する市民相互の交流及び平和活動を推進し、もって平和都市の創造と恒久平和の実現に寄与するために設置」に習い、横浜平和ミュージアムを設置すること。
- (7) 神奈川県が行っている高校生平和大使のように、若者への啓発の取り組みを行うこと。
- (8) 国際交流ラウンジの予算と人員を増やすこと。

2. 多文化共生社会の実現

- (1) 在住外国人が外国語で、生活・法律・在留資格・教育など相談できる「横浜市多文化共生総合相談センター」の存在を、広く市民にお知らせし、区役所などより身近なところで利用できるようにすること。
- (2) 身近な国際ラウンジに多言語による「外国人労働者相談窓口」を置き、外国人労働者の支援を強めること。

【市民局】

1. 防災・災害時対策

- (1) 区役所をはじめ、局が所管している市民利用施設での災害発生時の対応マニュアルと備蓄品の見直しを行い、避難訓練は施設内に居る全ての人を対象に実施すること。訓練は年一回以上繰り返し行うこと。

2. 区役所

- (1) 北海道北見市に倣い、一つの窓口で職員と対面で相談しながら、取得したい証明書の申請・受取りをワンストップで行える「書かない窓口」を区役所に設けること。そのためのシステムは、利用する市民の立場になり業務分析・窓口業務の見直しを行い作成すること。
- (2) 「困った時は区役所へ」という発信をし、区役所では、区民のお困りごとを相談ができる窓口を区役所入り口に設置すること。
- (3) 各区が抱える多様な課題解決へと繋げることができるように、区が独自の裁量で使うことができる区づくり推進費を増額すること。
- (4) マイナンバーカード関連の不祥事が後を絶たないなか、市民の個人情報の漏えいが危惧されることから、個人情報の取扱いは、責任を持って正規の職員が取り扱うこと。
- (5) 各区役所税務課窓口に制度概要や申請方法を記載した広報物「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」を①区民の目に留まりやすい場所にしっかり配架すること。②区民に周知するだけでなく、職員が「猶予制度」について、認識していないケースがあることから、職員への制度周知を徹底すること。
- (6) 税務課に相談で来庁された方が、やむを得ず納付困難な場合、納付を強要するのではなく、職員が積極的に納税緩和措置があることを伝え、住民税減免制度を活用し滞納することなく納税できるまで支援すること。また、納税通知には、相談先だけでなく「減免制度」があることも目立つように記載すること。
- (7) スマートフォンなどを所持していない市民もいることから、全市民に対応できる現在の10か所ある行政サービスコーナーを維持すること。
- (8) 生理の貧困解消に向け、区役所のトイレに生理用品を用意し、誰でも使用できるようにすること。

3. 人権

- (1) 現在、全国278の自治体が実施している『パ

ートナーシップ宣誓制度』で、横浜市と連携できる自治体をさらに拡大すること。特に、隣接する川崎市との連携を早期に実施すること。また、神奈川県内では、97%が制度を創設していることから、国へ法改正を求めるこ。

- (2) 2023年6月16日に成立した『LGBT理解促進法』は、差別を助長・温存しかねない内容になっていることから、真の差別解消に向けた法改正を国に求めること。
- (3) 国が法改正をするまで、長崎県大村市に倣い住民票の続柄欄に事実婚として利用している表記を同性カップルにも適用すること。さらに、横須賀市のように当事者カップルの家族も届け出ができる『ファミリーシップ制度』の導入も検討すること。
- (4) 自分らしく生きることができる様に性的少數者の方々の人権が尊重される社会に向け、当事者の方々等への支援や個別専門相談・交流スペースを充実させ、実施を継続すること。また、市民に対しては、性的思考の違いや多様性を認め合い、互いを尊重することの大切さをあらゆる媒体を駆使し啓発すること。
- (5) 誰もが安心して社会生活を送ることができるよう、性別に関わらず、痴漢や性暴力の被害に遭わないための啓発に力を入れること。被害に遭われた当事者が相談できる場があることを広く知らせ、当事者にしっかり寄り添った支援を続けること。

4. 市民利用施設等

- (1) お金のある無しで地区センターを利用できないことが起きないよう「受益者負担」の考えを改め、利用料を無料に戻すこと。
- (2) 築年数が経過し、経年劣化の著しい公会堂、地区センター、コミュニティハウスの空調設備・トイレを早期に改修すること。
- (3) 公共施設の貸し出しについて、施設管理者の恣意的な拒否や条件付けが起きないよう、憲法に保障されている国民の諸権利に基づいて管理者に徹底すること。また、市民から権利侵

害の訴えがあった時は、市として対応し、適切な対策を講じること。

- (4) 現在のコミュニティハウスの施設数を維持し、市自身が掲げている計画通りに設置すること。また、引き続き無料を堅持すること。
- (5) 市民利用施設に性的少数者の方々も安心して利用できるトイレを設置すること。そのための計画を持つこと。

5. 広聴

- (1) パブリックコメントを実施する際は、住民自治の立場に立ち、より多くの意見が寄せられるよう様々な方法で市民に周知すること。

【にぎわいスポーツ文化局】

1. 防災・災害時対策

- (1) 2024 年の元日に発生した能登半島地震を教訓にし、局が所管している市民利用施設の災害時対応マニュアルと備蓄品の見直しを行い、災害発生時に迅速な対応がとれるよう最大収容人数での避難訓練を実施すること。

2. 横浜 BUNTAI

- (1) 横浜武道館だけではなく、2024 年 4 月にオープンした横浜 BUNTAI も、市民利用を優先し、利用可能日数を更に増やすこと。

3. 文化振興

- (1) 横浜の文化の火を消さないためにミニシアター・小劇場・ライブハウスなどへの支援策をつくること。
- (2) 市内在住アーティストや横浜を拠点に活動しているアーティストに対し、さらに市独自の支援策を実施・強化すること。
- (3) 世界情勢が大変不安定な中で、互いの文化の違いを知り、認め合い、尊重し合うことの大切さを知らせるだけでなく、体感できる場としてとても重要な意義をもつ「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づき実施している「日中韓都市間交流事業」を継続し、さらに充実した事業へと発展させること。さらに、事

業の内容や実施日などを広く市民に広報し、参加者拡大に力を入れること。

4. 区民文化センター

- (1) 文化活動の拠点となる区民文化センターが未整備となっている、中区・西区・南区・保土ヶ谷区では、積極的に建設場所を探し、整備に向けて取り組むこと。また、整備のための計画を持つこと。
- (2) 旭区のサンハートをはじめ文化施設の改修や設備更新を計画的に実施するための予算をしっかり確保し、利用者にとって利便性の良い施設となるように尽力すること。

5. 障害者スポーツ振興

- (1) 障害者スポーツ推進のために、障害者スポーツ団体の連絡協議会を設置すること。
- (2) 「第3期横浜市スポーツ推進計画」の取組 6・10・11・12 に基づき、障害があるなしに関わらず、スポーツをする・楽しむという権利を保障するため、健康福祉局と連携し事業の拡充をはかり、2024 年に開催したレクリエーションフェスティバルを毎年実施するなど、日頃の練習の成果を発表できる場の創出に力を入れること。
- (3) 2020 年度から全区スポーツセンターに配置している初級パラスポーツ指導員の配置は継続すること。

6. 地域スポーツ支援

- (1) 都筑区にある横浜国際プールのメインプールとダイビングプールは、廃止ではなく存続すること。
- (2) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」は、「第3期横浜市スポーツ推進計画」の取組 6 「スポーツに取組むための身近な場の確保と充実」と相反しており、酷暑が続く昨今の状況も鑑み、市民の心身の健康を増進させる場を守る立場に立ち、局が所管するプールは近隣施設との統廃合の考えを改め、存続すること。

- (3) 横浜プールセンターをはじめ、市民プールへの予算を増やすこと。
- (4) 「第3期横浜市スポーツ推進計画」の取組6「スポーツに取り組むための身近な場の確保と充実」に基づき、市民ニーズの高いサッカー・野球などのスポーツができる場所を各区で確保すること。

7. 次世代育成事業

- (1) 本物の芸術文化に触れる機会をつくり、体験する場を市内の全小中高の児童・生徒が得られるように、教育委員会と連携し「芸術文化教育プログラム」の事業を継続・発展させるための予算を増やすこと。
- (2) 今後も学校とアーティストをつなぎ、質の高い事業を継続させるために必要なコーディネーターの確保と育成に取り組むこと。

8. 歴史を生かした観光都市

- (1) 横浜の歴史的な建造物や公共空間を残しつつ活かしていくための『創造界隈形成事業』の予算を増やし、横浜で活動するアーティストの活動の場として積極的に提供すること。また『創造界隈拠点』を市内全域に拡げ、開港以来の歴史ある横浜を他都市にアピールすること。
- (2) 冬の風物詩となりつつある、創造的イルミネーション事業の実施に当たっては、環境に配慮し参加する事業者に対して『再エネ100%』で実施することを依頼し、来場者には、再生可能エネルギーの普及のための宣伝なども実施すること。

【経済局】

1. 中小企業振興

- (1) 経済振興政策は、人口減少社会横浜到来を見据え、生産年齢人口を増やすため大企業、外国企業の誘致促進事業や大型公共事業から、市民生活関連公共事業を中心とした地域経済振興に重点を移し、内需拡大、地産地消、市内循環型経済に切り替え、本市の経済振興を、就業を含めた市民の豊かさ追求を目的そのものに

据えること。

- (2) 異常円安などによる物価高騰によって、融資の返済が経営を圧迫することによる倒産・廃業することを避けるため、金融機関からの債務の免除、及び返済の大幅猶予制度などを創設すること。制度融資にかかわっては、税金滞納があつても門前払いせず融資相談に応じ、速やかに換価・納税の猶予申請の手続きを勧奨・指導し、融資を受けられるようにすること。
- (3) 横浜市中企業振興基本条例に基づく横浜市中小企業振興推進会議を職員だけでなく、市内中小企業及び小規模事業者団体、有識者等第三者を加え、市民の傍聴も可能とすること。

2. 小規模企業振興

- (1) 小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の基本理念に則り、中小企業者の分類から小規模企業者を分け、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを掲げている。法が特出させているのだから、本市においても同法の基本理念に基づき、小規模企業振興基本条例を新たに制定、もしくは、現行本市中小企業振興基本条例を改定し、小規模企業振興にかかわる条項を加えること。
- (2) 物価高騰の影響をうけ厳しい状況にある中小企業の、規模別・地域別・業種別の開業・廃業者数を調査し、公開すること。
- (3) 少額な設備投資を支援するための小規模事業者設備投資助成事業の対象、助成枠を拡げ引き続き実施すること。
- (4) 引き続き「IDECK横浜」が進める小規模事業者支援事業を市内小規模事業者への周知を高めるとともに、小規模企業振興基本法に基づいた小規模企業に特化した部署を局内に創設し、全区、全庁、関係外郭団体に法の理念の浸透を図ること。

3. 小規模事業者支援

- (1) 融資については、①「横浜市中小企業融資制度」の申請から実行までの期間を短縮すること。
②新型コロナウイルス感染症対応資金は、利

- 子保有制度の期間延長、元金据え置き期間を延長すること。③生業である小規模事業者が緊急的に活用できるよう、小口のつなぎ融資、無担保無利息の小額融資を創設すること。
- (2) 「小規模企業特別資金」「小規模企業資金繰り安定サポート資金」などの融資制度を継続すること。また、無担保無保証ですぐに借りられる50万円以下の経済局独自の直接融資制度を創設すること。
- (3) 「IDECK 横浜」などが行う市内中小・小規模事業者の事業継続に向けた取組や新しい事業展開を支援するため、設備投資や販路開拓に係る経費助成事業を拡大し、そのための予算を大幅に増額すること。
- (4) 各区役所に、生活と経営が一体となった小規模事業者向けの税金、健康保険料の納付相談も含めた経営と生活のワンストップ相談ができる窓口を設置すること。
- (5) 中小企業とは違う小規模事業者に焦点をあて、生活部分も合わせた小規模事業者の実態調査を行い、固定費支払いに対する補助金や助成金や、物価高に起因した経営悪化にたいする補助金や助成金など直接支援を創設すること。

4. 地域経済の仕事興し

- (1) 現在の企業立地促進条例を廃止し、財政支援を中心とした企業誘致をやめること。
- (2) 小規模事業者への少額な公共工事を発注する「小規模事業者登録制度」を導入し、本市公共工事をより多くの市内事業者に拡大すること。

5. 労働環境の改善

- (1) 全国最大の政令指定都市として、シングルマザー、非正規雇用、雇止め、長時間労働、パワーハラ、セクハラなど、市民の抱える雇用・労働問題を直接把握、解決し、具体的な施策を推進するため、経済局雇用労働課を部に昇格させ、各区に労働相談の日を定期的に設けること。
- (2) 公共工事、委託契約などにおいて賃金水準・労働条件の確保、建築物・公共サービスの質の確

保のため、公契約条例を制定するよう経済局から所管局に求めること。

- (3) 若者層への労働者の権利やワークルールにかかる啓発事業として、「ワーキングガイド」と「ワーキングガイド（アルバイト編）」等はデジタル版に加えて紙媒体も中学、高校、大学の生徒学生一人一人に配布し、セミナー等を開催するなど、対象に確実に届くアプローチを工夫すること。
- (4) 企業立地促進条例認定事業者には、条例の目的の柱に掲げている市民雇用の増大を踏まえ、労働者の労働環境等の調査を行うこと。そのうえで、リストラやブラックな働きかせ方などが発覚したら、指導・勧告を行い、是正に応じない当該認定事業者は認定を取り消し、過去の支援分の返却を求めること。

6. 横浜市中央卸売市場

- (1) 水産物を取り扱う市場開設者として、継続実施されている福島第一原発汚染処理水の海洋投棄について、中止するよう国と東電に要求すること。放射能検査体制をより強化すること。

【子ども青少年局】

1. 子どもの貧困解決

- (1) 子どもの貧困対策は、ピンポイントでの対応でなく、子ども施策全体の水準を引き上げるために対策予算の抜本的な増額で、必要な方にしっかりと支援が届くようにすること。
- (2) 子どもの居場所づくり活動支援補助金は、利用しやすく、申請手続きも簡素なものにすること。
- (3) 地域での子育て支援の取組の情報が、子どもたちや子育て家庭に伝わるよう関係機関との連携をさらに進めること。分かりやすい情報で伝わるようにすること。
- (4) 「若年無業女性への支援」を行うために「家庭に居場所のない若年女性（10代～20代）」に対しての取り組みが行われていることの見える化を進めること。
- (5) 女性福祉相談員は正規雇用すること。

- (6) 若年女性への支援を行っている団体を支援し、その具体例に学んで市の施策に取り入れること。
- (7) 2023年度から始めた「横浜市若年女性支援モデル事業」に、市としても直接かかわる人員を配置して、相談者の抱える問題や背景、状況等を把握し、現金給付や食事提供など具体的な施策展開に取り組むこと。

2. ヤングケアラー対策

- (1) ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図る家事・育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の効果や、当事者の声を市として把握し、施策展開に生かすこと。
- (2) ヤングケアラー当事者が、自分自身のこども期を大切にすることの重要性を認識できるよう学校教育の中で、ヤングケアラーについて知る機会を設けること。
- (3) ヤングケアラー当事者の相談・支援の窓口を様々なツールで展開し、関係区局の連携を図り、ヤングケアラーの心身の負担軽減を図ることができるように明確な体制をつくること。

3. 放課後児童クラブ

- (1) 放課後児童クラブ利用の児童の保護者の負担が大きい点について考慮し、その運営がきちんと継続されるようにする第一義的な責任を横浜市が負うとともに、家賃は実態に合わせて上限を引き上げ、保護者負担の削減を大きく進めること。
- (2) 学童保育を必要とする子どもに安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」を保障するためには、放課後児童支援員は専任・常勤・複数配置が必要であり、「放課後児童クラブ運営指針」で示された指導員の仕事内容を十分に行うには、1日8時間、週40時間程度の勤務が必要との立場をとり、指導員の研修時間の保障もすること。
- (3) 家庭の経済的理由によらずに、放課後児童クラブと放課後キッズクラブの選択できる環境をつくるために、放課後児童クラブと放課後

- キッズクラブの保育料格差を解消すること。
- (4) 支援員の給与については、支援員が働き続けられるよう抜本的な処遇改善を図ること。
- (5) キャリアアップ処遇改善を大幅に拡充し、全ての支援員に対応する「横浜型キャリアアップ処遇改善勤続給補助」にすること。
- (6) 学童保育の補助単価を職員の常勤・複数・専任体制を確立できるよう大幅に増額すること。20人以上のクラブと19人以下のクラブの補助金格差を無くすこと。
- (7) 新たな雇用基準は、保育の質の向上のために必須な研修参加、職員間の打合せ、保育準備などを勤務時間に加えた形とすること。
- (8) 放課後児童クラブにおける緊急時の防災品の備蓄に特化した財政支援を行うこと。また、防犯対策に必要な設備及び備品の購入を支援すること。
- (9) 新たな地震防災戦略に、放課後児童クラブと放課後キッズについての対策をもつこと。
- (10) ①こども性暴力防止法が成立した。こどもたちを性被害から守るためにも、職員への研修徹底や子どもの相談体制を強化すること。また、子どもたちや施設を支援する仕組みについて対策を取ること。
②再犯等の未然防止のために、自治体間で情報共有し、各連絡やクラブからの問い合わせ等に対応できるようにすること。
- (11) 放課後児童クラブや放課後キッズクラブを利用したい児童・保護者がいつでも利用できるよう、放課後児童クラブへのニーズを掴み、場所の確保について市として支援すること。増設計画を持つこと。
- (12) ①利用料減免制度利用にあたっては、各クラブの事務担当者への申請に加え、区役所で申請を受けつけること。申請先の選択肢を増やすこと。
②利用料減免について、市として低所得者世帯・ひとり親世帯・多子世帯にも対象を広げ、補助単価を増額すること。
③利用料減免制度を国としてつくるよう引き続き強く要望すること。

- (13) 小規模（10人未満）になっても常勤職員を継続雇用できるように、小規模激変緩和補助を継続すること。
- (14) 障害児がいつでも利用できるよう体制を整えるために、障害児対応の職員1名をすべての児童クラブで、年度当初から常勤で配置し、常勤3名体制を横浜市の標準仕様にすること。
- (15) 保育所等と同様に地域区分の新設による各種補助基準額（人件費・賃借料等）の引き上げを国に引き続き求めること。
- (16) 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブから要望があれば感染症の検査等を受けられること。
- (17) より良い環境の施設を実現できるよう現行の面積基準を改善すること。そのための取り組みに支援すること。
- (18) 学校の校庭など児童クラブと学校、キッズクラブとが話し合える場を、市と教育委員会が責任をもってつくること。

4. 放課後キッズクラブ

- (1) 午後5時以降の利用について、利用の少ないクラブについては、アンケートの調査結果をふまえ、改善策を講じること。
- (2) 放課後すぐの時間帯は「マンモス化」が進んでおり、教室に入りきれない児童が廊下で過ごす事態も生じている問題の改善を行うこと。
- (3) 事業所間の経験交流や意見交換などを実施すること。

5. 保育所等

- (1) 国に保育士配置基準のさらなる引き上げを求めるこ。
- (2) 横浜市として、保育環境の充実を図るために、市独自基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4-5歳児15対1とすること。
- (3) 乳児午睡プレスチェック、プールの監視等の安全対策ができ、休暇・休息の確保、事務時間の保障、朝夕の保育体制等、さらに課題を

- 抱える子どもや保護者対応など様々な場面に十分に対応できる保育士が必要である。フリー保育士の増員を行うこと。
- (4) 保育士の確保と定着を援助する施策（労働条件を公立園と同水準にするなど）を進めること。
- (5) 保育時間の認定は、保護者の就労に応じてではなく、全ての子どもに標準時間（11時間）を認定し、認定時間以外の利用について保護者の負担が増えることの無いようにする。
- (6) 保護者負担を増やさずに保育の質を保てるよう、水道高熱費や食材費などの物価高騰に対する支援を継続して保育所に行うこと。
- (7) 市立保育所が果たしている公立園としての役割を十分に發揮し、民間園へのさらなる支援ができるよう市立園の保育士の正規職員を増やし、民間園と同様の配置基準にすること。
- (8) 現在の園ごとの定員について、必要な施設・事業の整備を行わずに、定員外入所は行わないこと。
- (9) 園の独自の判断で感染症の検査ができるよう、希望があれば検査キットを配布すること。
- (10) 保育無償化の対象が負担の多い0歳児から2歳児についても広がるよう国に引き続き要望すること。併せて、実現するまでは子育てするなら横浜でと、横浜として保育の無償化をすすめること。また、実現までの間には、小学生以上の年の離れた兄弟がいる第2子、第3子であっても年齢差に関係なく、生計を同一にする子どもとして、第2子を半額、第3子以降は無償の対象とすること。
- (11) 全国的に保育園の給食や副食の無償化・負担軽減が進んでおり、本市でも給食・副食の無償化を実施すること。
- (12) アレルギー児や食に特別な配慮が必要な子どもが1人でも在籍している場合、アレルギー児童対応補助金がされるが、現実的には一人配置できる金額ではないので、専任の調理員、介助職員を配置できる加算にすること。
- (13) 障害児認定を受けていなくても、園の判断で配慮が必要な子どもに対して加配できるよう、区が保育所に出向いて保育所と連携するなど

の仕組みを整備すること。

- (14) 障害児等加配区分認定において保育現場の意見を尊重し、障害児保育対象児童、特別支援保育対象児童、要配慮児童の保育について、実態に見合うように市としての現場へのサポートをすること。
- (15) 一時保育について利用者の利便性だけでなく①子どもの状況などを区として把握し、受入人数だけで配置を判断するのではなく、年齢やアレルギーの有無、配慮の必要な子を受け入れているなども含めて保育士の人数を配置できること。
- ②一時保育の利用状況や実態については園任せにせず、区や市で把握し、保育所に入所できない子の受け皿としてではなく、リフレッシュや緊急一時保育など適切な利用ができるように、拡充を進めることができるようにすること。
- (16) 児童虐待、子どもの貧困、配慮の必要な子どもの増加等、保育所が果たす役割は大きくなっています、中でもセーフティネットの役割が果たせる公立園はますます重要な存在になっている。「市立保育所の在り方」を見直し、これ以上の公立園の民間移管をやめること。
- (17) 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心を大切に～」の宣言を実現させるために、保育の質を担保する市の指針を定めること。
- (18) 宿舎借り上げ支援事業の支援を受けていない保育士への家賃補助が、規模の小さな保育所でも活用できるようにすること。また、個人に直接行うことができるよう市独自にすること。
- ②「補助対象期間の見直し・地域による基準額格差の撤廃」に加えて、「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、「保育士確保宿舎借り上げ制度」として柔軟に活用できるよう国に要望すること。
- (19) ①不適切な保育運営費の請求が行われることや目的外使用があまりにも巨額になる事例があることから、監査にかかる人員の配置を充実させること。
- ②保育所運営のためとして目的を大きく外れた流用・私用など保育以外の方が多額になるなどの事態を招いている市要綱をそれに見合ったものへと改正すること。
- ③特に市外の園設置に流用することが無いようすること。
- (20) 横浜市子ども・子育て支援事業計画については、第二期計画で示された保育利用率の最終見込みを上回る(45.7%→54%)方が、定期的な保育の事業を利用していることが明らかとなった。次期計画では保育を必要とする子どもの実態に見合った数値計画とすること。
- (21) 看護師はその専門性をもって業務にあたっている。「看護師を1人まで保育士とみなせる」というしくみはやめること。
- (22) ①病後児保育開設中は、看護師が専門性をもって専任して子どもの安全安心にあたれるよう正規雇用できる委託費を増額すること。
- (23) 病児保育所を増設すること。
- (24) 園庭の無い保育園の公園利用の状況(トイレ、手洗い場等の設置状況も含めて)についての実態調査を行うこと。また、公園を園庭がわりに使うことを認めるのであれば、公園にはトイレ・手洗い場などを整備すること。
- (25) 0.1.2歳児のクラスで、入所辞退や年度途中での入所があった場合は、保育所が独自に保育士を雇用するなどの対応をしている。年間を通して、いつでも0.1.2歳児が入所できるよう定員に見合う運営費を交付すること。
- (26) きょうだい児を同じ園に入所できる取り組みが前進したことを歓迎し、さらに取り組みを強化すること。
- (27) 産休代替・病休代替制度は、保障期間を90日から180日に戻すこと。

6. 認可外保育所等

- (1) 認可外保育所は、横浜市の保育を支える大切な役割を果たしている。認可外保育所の子どもたちの健やかな成長や発達を保障するため、家賃や人件費補助などを拡充して、安定し

- た運営が出来るようすること。
- (2) 物価高騰で苦境に立たされている認可外保育所に対して、水道光熱費や食材費などの財政支援を行うこと。感染症拡大防止対策経費の補助を継続すること。
- (3) 認可外施設から認可施設への移行が、よりスマートにできるよう引き続き支援策を拡充させること。
- (4) 居住地や保護者の勤務実態によって、認可保育園に入園できず認可外保育園に入園、また、環境の良さから認可外保育園を選んで入園する子もいる。そのどの子にも等しく、質の高い保育が提供できるよう、保育士加配の助成制度を創設し、認可保育園を対象に行っているキャリアアップ制度などの処遇改善施策を認可外施設にも対象を広げること。
- (5) ①横浜保育室への基本助成費と補助金のさらなる増額を行うこと。また、家賃補助額の増額を行うこと。
②認可施設への移行を希望している横浜保育室については、支援を強化し認可移行できるようにすること。
- (6) 年度途中の入園希望にも柔軟に応えている横浜保育室への保育士雇用対策費について、子どもは1年を通して誕生することから年度当初(4~6月)だけでなく、1年を通して空定員分の基本助成費保障とすること。年度途中で入園できる保育所があることは、保護者の安心につながり横浜の子育て環境向上に貢献しているとの認識を持つこと。
- (7) 横浜保育室の児童・職員、届け出園の調理担当以外の職員に対する健康診断費用を別建てで助成すること。
- (8) 安心してどの子もが通える保育所であるために基本助成の枠を超えてアレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。
- (9) 認可保育所の「施設責任者」として勤務する際の経験年数としてカウントできるよう、「届け出済み認可外保育施設」で施設長として勤務した経験と年数は「施設責任者」としての経験年数として認定すること。
- ## 7. 障害児支援
- (1) 放課後等デイサービスについて
- ①「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」で定めている同性介助についての実態調査を行い、公表すること。問題点を明らかにすること。
 - ②放課後等デイサービスに対する評価とその公表を継続すること。また安心して利用できるよう、監査責任を果たすことができるよう市職員の人員体制の抜本的強化を実施し、サービスの質の向上に努めること。
 - ③重症心身障害児対応の放課後デイサービスがない地域では、重症心身障害児の対応ができるように事業所を支援すること。
- (2) 医療的ケア児について
- ①医療的ケア児支援法に基づき、引き続き医療局等と連携し、小児看護師の育成・確保に努め、保育現場で必要な看護師を確保すること。また保育所等勤務の看護師を支える仕組みを作ること。
 - ②医療的ケア児受け入れには保育士がもう一人必要との認識を持つべきであり、そのため支援を行うこと。
 - ③医療的ケア児・者等コーディネーターについて人員配置を抜本的に強化し、1区に1人配置に向けて取り組むこと。
- (3) 学齢後期障害児支援事業は、求められている事業であるにもかかわらず、あまりに通所数が少ないので、ニーズに合わせて、各区に設置する計画を持つこと。発達障害及びB2の手帳取得者について、対象を小学生としている療育機関の関与を18歳まで引き上げるなど、支援を継続するしきみをつくること。
- (4) 地域療育センターについて
- ①利用申込からできるだけ早く医師による初回診察を行えるようにすること。
 - ②早期に支援が開始できるよう児童精神科の医師の人材確保を図るために、横浜市内の大学病院とも連携し人材育成を推進すること。特に横浜市大での人材育成に積極的に取組むこと。地域療育センターの医師体制を複数体

- 制していくこと。
- ③増設計画をもつこと。
- ④地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が着実に行えるようにすること。そのために入員体制を抜本的に強化して、多くの現場の要請に応えるようすること。
- (5) 「多機能型拠点」について
- ①増設計画を持つこと。
- ②重症心身障害者や医療的ケアが必要な方が、特別支援学校卒業後に、学校のように毎日通える日中活動の場の充実に向けて取り組むこと。
- (6) 特別児童扶養手当について、申請に対する不支給の決定が大幅増となっていると聞いている。障害児の現状に合った制度に改正されるよう、より具体的な認定基準となるよう国へ働きかけていくこと。判定のプロセスを見直すこと。
- (3) 助産師や保健師が訪問する母子訪問は1人目だけでなく、2人目からも行い、2か月以内に全員に実施すること。
- (4) 「こんにちは 赤ちゃん訪問事業」を100ヶ所実施すること。また、必要な支援が得られない母親が増えていることから、訪問事業に携わっていただく方々との懇談を市として行い、養育者の声が生かされるよう市が責任を持つこと。
- (5) 出産一時金は50万に増額されたことは大きな前進だが、出産にかかる費用は施設ごとで異なっており、平均55万円と出産育児一時金50万円の差額5万円を一律で補助するやり方では、実質ゼロにならないケースもあることから、出産にかかった費用全額を補助し文字通り出産費用ゼロを実現すること。
- (6) 妊婦健康診査費用を自己負担なしにすること。
- (7) 不妊治療について

8. 児童虐待・育児不安への対策

- (1) 児童心理司について
- ①国の配置基準一刻も早く到達すること。
- ②さらなる人員体制強化をはかること。
- ③即時対応ができるようさらなる児相の増設計画を持つこと。一時保護所の増設・増員をすすめ、子どもの成長発達を十分に支援できるような体制・設備にすること。
- (2) こども家庭支援課について
- ①区における虐待対応が激増している。児童虐待対応力強化を図るために、3区の区こども家庭支援課に設置された「こども家庭センター」機能を、人員増を行い、早期に全区展開できること。
- ②「こども家庭総合支援拠点」において、母子保健、地域子育て支援、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援を実施できるこども家庭支援課の区役所職員を増員し、専門職の配置を強化し、専門研修を実施して人材育成を進め、なお一層の対応力強化を図ること。
- (1) 県の補助制度を活用して市でも進めるこ
- と。
- (2) 国に対して保険適用の制度拡充を求めるこ
- と。
- (8) 不育症について、検査助成費の割合と上限額を引き上げること。治療費について実態を調査し、助成制度を創設すること。
9. 引きこもりの若者の自立支援
- (1) ひきこもり支援課の人員体制を強化すること。
- (2) 若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者たちの、社会参加や就労に向けた支援について、「就労支援センター」の役割について検討すること。本人の状態に応じて、生活支援センターも含めて、横断的に柔軟に活用できるよう取り組むこと。
- (3) 引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの個所数を増やすこと。
- (4) 市民にとって身近な区役所に相談場所を常設すること。専門職を配置して、情報をつかんだらアウトリーチができるような体制をつくること。

- (5) 引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、居場所としての役割を果たしているうえに、学びの場も提供されている実態から、「教育機会確保法」の精神に則りその役割を認め、公的補助を行うこと。
- (6) 就労困難を抱える若者が増えており、失業、進路に悩む若者、高校・大学等の中退者のサポート機能充実のためにも、若者サポートステーションを増設し、教育委員会と共に若者支援を拡充すること。

10. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 「青少年の地域活動拠点」を全区で展開すること。そのための計画を持つこと。

11. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 300 園の保育園などに埋設された除去土壌は、埋設状況を公表し、そのすべてを北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

(1) 保険料について

- ①国・県に対して高すぎる国民健康保険料を引き下げるよう、今後も国庫負担を増やすよう強く求めること。
- ②市独自に、必要な法定外繰り入れや基金の活用及び均等割の縮小廃止を行い、保険料の引き下げを行うこと。
- ③子どものいる世帯の所得控除を拡充すること。
- ④子どもの均等割を 18 歳まで全額減免すること。
- ⑤障害者のいる世帯にも所得控除を行い、保険料を引き下げるのこと。
- ⑥恒常的低所得者に対する保険料の減免制度をつくること。

要望理由: 国民健康保険の平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。低所得の加入世帯が多い国民健康保険であるにも関わらず、保険料が高

すぎます。国保の都道府県化とは、国保を市区町村と都道府県の共同運営の保健とし、財政の監督責任を都道府県に負わせるものです。国保料の率と額を決めて、保険料を徴収する役割は市区町村は担う一方、国保の財政は都道府県が管理し、各市区町村の「標準保険料率」を通知します。この「標準保険料率」は「参考値」で、市区町村への義務ではありません。都道府県化を利用した値上げは認められません。国民健康保険料が過重の負担にならないよう対策が必要です

- (2) 国民健康保険料の滞納者への対応については、生存権を守り、機械的な差し押さえを行わないこと。また保険料の納付相談には、相談者の現場理解に努め、様々な制度の説明を行った上で相談者が納得した納付が行われるよう対応すること。
- (3) 保険料の通知書に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の案内を同封すること。
- (4) 本市において「恒常的に低所得者の一部負担金の減免制度」を検討し、実施すること。
- (5) 「国保の一部負担金の減免」は申請主義となっていますが、厚労省は緊急入院時など「遡及して減免」することは「自治体の判断」としています。本市においても緊急入院時等の場合は遡及して減免可能とすること。
- (6) 一部負担減免制度については、①収入基準を生活保護基準の 130%以下にすること。
②減免対象を外来と入院、保険薬局とし、期間は 6か月間とすること。
- (7) 現行の保険証を存続させることを国に求めること。
- (8) マイナ保険証を申請しなくても受診できること繰り返し広報すること。
- (9) 窓口トラブルを回避できる資格確認証を、全被保険者に発行すること。
- (10) 「国民健康保険はお互いの助け合いの制度です」を強調している国民健康保険ガイドブック（令和 6 年版）の表現を、「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」とした法の目的

に沿った表現に改めること。

2. 医療費減免・徴収猶予・差額ベット料

- (1) ①各医療機関に医療費の減免・徴収猶予制度の周知チラシを窓口に置いてもらうよう要望すること。
②医療費の減免・徴収猶予制度の周知の対象を外来などへも拡大するよう国に求めること。
- (2) 差額ベッド料を徴収してはならない基準とルールについて、市として、医療機関の利用者をはじめ広く市民に伝わるように広報すること。医療機関へは周知徹底を図ること。また、市として、患者さんの苦情対応の受付・窓口を置くこと。

3. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料）

- (1) 介護保険料・利用料については、国の動向等を注視するだけでなく、下記の取り組みを行うこと。
- ① 利用料について、お金の心配なく必要な人が必要な介護サービスを受けられる介護保険制度になるよう、抜本的な改善を国に求めるこ。
- ② 介護保険料の低所得者減免の基準を、一人世帯の年収 150 万円以下を 180 万円以下に引き上げてください。また、一人世帯の資産 350 万円以下を 450 万円以下に引き上げること。さらに、2人以上の世帯もこれに準じて減免基準を緩和すること。
- (2) 介護保険は「社会保障制度」として、憲法 25 条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することから、介護サービスを必要としている人への給付制限は行わないこと。
- (3) 補足給付の申請にあたっては、配偶者まで含めて残高照会承諾書の提出まで義務付けるのは、生活保護法にもない異例の措置です。配偶者の同意が困難な場合など申請できないケースも予想され、「補足給付」から締め出される危険性は明瞭です。通帳の写しや残高照会承諾書を配偶者までを含め、提出させることは求めないこと。

- (4) 生活保護境界層該当措置についての制度案内の周知について、ホームページや生活支援課窓口だけにとどまらず、さらに、チラシも作成し利用の対象となる市民に広く周知すること。

4. 高齢者・介護施策（介護サービス）

- (1) 介護認定について、法律通り申請後 30 日以内で徹底すること。特に、末期がん患者さんなどが入院中に申請して在宅介護サービスへ移行する際などは短期で結論を出す対応がと。
- (2) 認知症カフェは、「認知症の人と家族、地域住民、専門職等が参加する集いの場」となっています。認知症の人や家族にとっての居場所となり、地域住民や福祉・医療関係者との情報共有や相互理解の地域連携の貴重な場ともなっています。認知症カフェの個所数を増やし、認知症の方や家族を支援する「認知症カフェ」の活動への補助金を増額すること。

5. 高齢者・介護施策（介護施設と住まい）

- (1) 特別養護老人ホームについて、年金の支給額や介護度が低い人でも、生活保護の方も含め、希望する全員がすみやかに入所できるようにすること。また、各区で設置数が偏っている現状について整備率を引き上げること。
- (2) 盲・ろう高齢者など、障害のある高齢者が特別養護老人ホームに入所できるよう入所枠を設定し、障害特性に応じた対応ができるようにすること。また、他都市の様に専用施設を設置すること。
- (3) 特養ホームの特例入所の要件に「在宅で生活することが著しく困難であること」という要件が加わり、新たに 5 要件を満たせば入所できることをもれなく市民に知らせること。また、施設に対しても要介護 1・2 というだけでは退所扱いにならないことを徹底すること。
- (4) 高齢者の住まいについて建築局と連携し要望の多い市営住宅を増設すること。また「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給戸数を増設し、抜本的に改善すること。
- (5) 今後さらに認知症高齢者が増加しグループホ

- ームを必要とする方が増えると見込まれることから、認知症高齢者グループホームについてのニーズ調査を行い、拡充すること。
- (6) 低所得者に対してサービス付き高齢者住宅を家賃補助付きセーフティネット住宅とみなすなど、入居費の助成を行うこと。
- (7) 未届けの有料老人ホームの実態調査を行うこと。また、不適切な環境に置かれている高齢者を速やかに養護老人ホームなどへ入所させること。

6. 高齢者・介護施策(介護人材確保)

- (1) 介護職員処遇改善手当は、介護報酬加算でなく、公費による支給にするよう国に働きかけること。
2)直接支援も含めた横浜独自の処遇改善策を実施すること。
3)ケアマネージャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、市独自の支援を実施すること。
4)同じ介護職の病院勤務看護補助者にも、さらなる処遇改善を適用するよう国に求めること。
- (2) 訪問介護報酬の再改定を行い、訪問介護サービスの基本報酬を引き上げるように国に対して働きかけること。
- 要望理由：**介護労働者の平均賃金は全産業平均を月10万円も下回っています。こうした異常な低賃金と長時間・過密労働のまん延、「福祉の初心」を生かせない劣悪な労働環境などにより、介護現場は深刻な人手不足におちいり、それが、制度の基盤を脅かす重大事態となっています。
- (3) 介護保険制度実施で要となる地域包括支援センターに多くの仕事が投げかけられており、人材不足の現場を改善するとともに、実態調査を行い職員配置基準を引き上げること。
- (4) 介護施設の人員配置基準について、介護ロボットや見守りセンサーを導入することを条件にせず、人員配置基準の改善を図ること。

7. 高齢者・介護施策(敬老バス)

- (1) ①市長公約である「75歳以上の敬老バス無料化」を速やかにおこなうこと。また、74歳以下についても、利用者負担の軽減を行うこと。
②敬老バスの適用拡大については、コミュニティバスなどの「地域主体で運行している交通」への適用に加え、JR及び私鉄への適用もおこなうこと。
③敬老バスの発展・拡充の方向性については、市民の意見をくみ取り、十分に反映していく仕組みを導入すること。

要望理由：今回の敬老バスに関する分析結果の「まとめ(新たな制度の構築に向けて)」では、「高齢者の皆様に住み慣れた地域で自分らしく元気に過ごしていただくために、より使いやすい仕組みとなるよう」、①より多くの方に御利用いただける利用者負担、②地域交通への適用、③一部の利用者による著しい多数回利用に対する制度の公平性を高めるための対応について検討し、新たな制度を進めるとあります。敬老バス制度を守り発展させる観点から、上記の検討及び対策が必要だと考えています。

8. 高齢者・介護施策(補聴器)

- (1) 加齢性難聴の補聴器購入の助成制度を創設すること。
(2) 高齢者が身近に受けられる「物忘れ健診」の項目の中に、「耳鼻科での聽力健診への補助制度」を導入すること。

9. 高齢者・介護施策(その他)

- (1) 認知症高齢者による事故の未然防止に向け、大和市や海老名市などで導入している、認知症高齢者事故救済保険制度を本市でも導入すること。
(2) 携帯電話を使った「あんしん電話」を普及すること。そのために、月額利用料金の引き下げや携帯電話等でも利用ができるようにすること。
(3) 障害児者の介護現場で、離職者増加に歯止めをかける具体対策を市として推進すること。

- (4) 要介護職員の確保と充足について、年度ごとの人員確保計画、具体的な確保対策を作成すること。
- (5) 水道料金値上げに伴い介護施設への免除規定を創設すること。
- (6) 「介護職員初任者研修」を実施する事業所に対し、講師料をはじめとする運営費用の助成を行うこと。

10. 後期高齢者医療制度

- (1) 当面、後期高齢者医療制度は廃止して元の老人保健制度に戻すよう国に働きかけること。
- (2) 後期高齢者医療制度の保険料の軽減と減免制度の拡充を県後期高齢者医療広域連合に市として求めること。

11. 障害者施策（全般）

- (1) 今まで以上に行政支援窓口でも当事者に家族会や団体の案内をしたり、医療機関でも障害者団体の案内を渡してもらえるよう医師会・市病院協会に働きかけすること。
- (2) 障害者の成人式について、身近な区毎で開催すること。
- (3) 障害者が親なき後も安心して生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを引き続き国に強く求めること。また障害年金の手続きについて当事者目線にたって手続き支援を行ったり、プッシュ型の支援を行うこと。
- (4) 障害者雇用の場を広げるために、自主製品の常設売店を市営地下鉄駅構内などの公的施設やスペースの公共空間を利用料なしで利用できるよう障害者団体などとの懇談を恒常にを行うこと。また市庁舎アトリウムでの官民共同の障害者フェアを実現させること。
- (5) 障害者の社会参加促進のため福祉バスを無料に戻すこと。また、福祉バスの効果を検証すること。
- (6) 相談支援事業窓口・グループホーム・地域活動支援センター・就労継続支援事業所・移動サービス事業所等で職員が確保・定着できるよう、直接人件費の助成や家賃補助事業など、市と

して福祉事業者の人材確保に様々な支援をすること。

- (7) 障害者支援団体の厳しい運営実態を市として把握すること。そのうえで、団体への運営補助金をその公的役割に見合ったものに増額すること。特に、4期プランにある家族学習会の運営予算を増額すること。
- (8) 計画相談支援の拡充を目的とした横浜市新規相談支援専門員配置等補助金で、必要な方が計画相談を受けることができているのか効果検証を行うこと。
- (9) 計画相談支援について、その内容が質の良い相談になっているかどうかの第三者評価ができるようにすること。
- (10) 重度障害の方にとって、本人の意思を表明しやすくするために必要なパソコンは、障害者差別解消法で示されている合理的配慮として日常生活用具として給付することは当たり前のことであると考える。その観点から、日常生活用具の対象とすること。
- (11) 横浜市中途障害者地域活動センターの運営基本費について、安定して運営してもらうためにも増額すること。
- (12) 地域活動支援センター作業所型と精神作業所型それぞれに対する運営支援の拡充を抜本的にすること。
- (13) 就労継続支援B型事業所について、補助の増額を行うこと。
- (14) 障害者が安心して老後を過ごせるよう介護保険優先の原則ではなく障害者福祉サービスの拡充をはかること。
- (15) 重度障害者医療費助成制度について、引き続き現状制度を継続すること。
- (16) 「障害のあるなしにかかわらず地域住民の誰にでも参加の機会がある」とはいえ、実際の地域防災拠点の訓練などに参加する障害者はまだまだ少ない。それを行政が率先して障害者が参加しやすい環境を整えること。
- (17) 現在ある市歯科医療センターでは近年増え続ける障害者歯科診療のニーズは受け止めきれないため、新たな歯科保健医療センターを

設置すること。

- (18) 相談事業に不可欠な区の医療ソーシャルワーカーの増員をはかること。
- (19) てんかんがあるだけで職業上の制限が生じることが多いため、働く場の機会充実のため市としての施策を講じること。
- (20) 農福連携に関する検討会を設置すること。
- (21) 成年後見制度について、障害者の権利擁護の観点から、見直しをはかるよう国に働きかけること。
- (22) JR や私鉄のすべての駅にホームドアを設置すること。
- (23) 障害者差別解消法に照らして、本市の条例や規定などの差別条項の有無を確認しその改善をはかること。また一層の普及啓発に取り組むこと。また共生社会の実現に向けての条例制定を行うこと。
- (24) 日常生活用具給付基準額を物価高騰に合わせ改定すること。
- (25) 市ホームページで「セーフティネット住宅」や「横浜市居住支援協議会」の情報がもっと検索しやすくなること。
- (26) 「心のバリアフリー」「障害者理解」推進のために、それらをテーマとした講演が行われるように援助すること。
- (27) 合併症をもつ透析患者の長期入院に対応する医療施設を整備すること。
- (28) 全てのオストメイトの基準額を引き上げること。また「空腸・回腸系ストーマ」の方の装具給付額を「尿路系ストーマ」と同額とすること。
- (29) 同じオストメイトの中でも装具の交換頻度の多い「イレオストミー（回腸ストーマ）」の方に対して、ストーマ装具の給付金を、実態に合わせて増額すること。
- (30) 一時ストーマのオストメイトにも日常生活用具の給付対象とすること。
- (31) 障害者情報アクセシビリティー・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえて、障害当事者の参画により本市施策を策定すること。また、障害者の情報取得に関する危機につい

て行政はその提供入手の支援その他必要な施策を講ずることとされていることから、これまでの要望も改めて再検討すること。

- (32) 障害者の孤立を防止するため、民生委員などの声かけで情報提供を積極的に行うこと。また認知症センターと同じように、他都市で行われているような障害者センターなどに取り組み、共生社会に向けて主体的に取り組む市民を増やすよう働きかけること。
- (33) エスカレーターの利用について、障害により右側でも左側でも手すりをつかめるように歩行禁止とする安全利用の啓発を行うこと。
- (34) 誰もが投票しやすい環境づくりとして「投票支援カード」で障害当事者が必要な支援をレ点で簡単に示すことができるものを導入すること。

12. 障害者施策（バリアフリートイレ、オストメイト対応トイレ）

- (1) バリアフリートイレの増設をはかること。
- (2) バリアフリートイレの増設とは別に、オストメイト対応トイレの設置が進むよう助成制度の充実を図ること。また、旧式のオストメイトトイレは流れも悪い機器が多くあり、ペーパーホルダーの位置が使いづらいものもあり、速やかに新しい設備に更新できるようにすること。
- (3) オストメイト対応トイレの表記がマークではなく、啓発用に「オストメイトとは・・・」などの説明文を表の見えるところに掲示すること。オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設で設置が進むよう助成制度の充実を図ること。
- (4) 「多目的トイレ」「多機能トイレ」「みんなのトイレ」などの名称を「バリアフリートイレ」として、真に必要な方が優先して使えるようにすること。

13. 障害者施策（住まい）

- (1) 障害種別の入居施設に関するニーズ調査に基づいた整備計画を持つこと。

- (2) 発達障害の方がひとり暮らしに向けて準備をするためのグループホームである「発達障害者サポートホーム」事業は、ニーズが高いため、設置個所数を抜本的に増やすこと。
- (3) 強度行動障害の方を障害者グループホームで受け入れる際の「特別加算」について大幅に増額することなど、強度行動障害の方が地域での受け入れ策を抜本的に拡充させること。
- (4) 施設入所より医療型グループホーム希望が多いことから、医療型グループホームを増設が図られるような施策を講ずること。また重度障害の方の受け入れができる人材育成も進めること。
- (5) 引き続き精神障害者の福祉施設への理解が地域で進むように、教育と啓発事業を強めること。
- (6) 精神障害者の地域での住まいを確保すること。生活自立度の低い精神障害者が入居し、支援が受けることができるグループホームの開設と運営に重点的な助成をすること。
- (7) 全てのグループホームに地域連携推進会議を設置することや集団実施指導など、従来業務からさらに業務量が過大となっており、局のグループホーム担当職員の体制増をはかること。
- (8) グループホームの設置に当たり、空き家の効果的活用にも取り組むこと。
- (9) 自宅の建替え等で、車いすユーザーが短期・中期で滞在が必要な場合に、宿泊施設を設置すること。
- (10) 透析患者の高齢化対応について、居宅介護では対応できない通院困難な要介護者が増加しており、これらを受け入れる施設を拡充すること。また透析施設を併設した施設の設置が進むよう施策を講じること。

14. 障害者施策（精神）

- (1) 市内に3か所（ゆかり壮、ヴィラあさひの丘、横浜市総合保険医療センター・ハイツかもめ）しかない宿泊型自立訓練施設を増やせるような手立てをとること。

- (2) 区医療機関と結びついていない精神障害者に対して、生活支援センターなどからのアウトリーチ支援だけでなく、粘り強く訪問・支援を行っている民間支援団体等に対しても市として援助を行うこと。
- (3) 区事業として具体化されているアウトリーチ事業を本市の精神障害者施策として位置づけ施策化すること。各区に医師・看護師・精神保健福祉士等を含めた訪問チームを作り、緊急要請に応えられるように各区に訪問診療を創設すること。精神科病棟の職員配置については、いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり、市として実態をつかみ国に改善を求める。
- (4) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、以下の項目についてより一層の充実を図るように以下の施策を講ずること。
 - ①アウトリーチ事業の推進…各区に医師・看護師・精神保健福祉士などを含めた訪問チーム設置をはかること。
 - ②計画的に長期入院の精神障害者の地域移行促進すること。
 - ③家族・家族会への支援を強化…家族教室の全区で開催するよう支援すること。
 - ④多様な形態での住まいの確保…精神向けグループホームの増設をはかること。また民間アパートとの契約に関して丁寧に支援すること。
 - ⑤普及啓発・教育事業の推進…市民への精神障害への理解がより一層進むよう取り組むこと。また中学生段階でも精神疾患と障害について正しい理解が進むようにすること。
 - ⑥地域防災の推進…地域防災拠点や福祉避難所の運営・訓練に当たり、障害者の立場に立った周知広報を進めること。
- (5) 精神科病棟の職員配置「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり、市として国に改善を求める。
- (6) 精神障害者の入院について、身体拘束ゼロとなるよう市として国に働きかけること。また、

- 患者が安心して医療を受けられるよう、強制入院、隔離、身体拘束、不適切な薬剤投与、医師・看護師配置などで理不尽な処置を行わないよう病院への指導を行うこと。
- (7) 2024年4月から「精神科病院における虐待防止の措置」や「虐待発見時の都道府県等への通報」が義務化されたことについて、医療機関への周知はもちろんのこと、入院中の当事者やその家族へ周知すること。
- (8) 一人当たりの担当ケース数が過剰になっている現状を開拓するよう区の精神障害担当の医療ソーシャルワーカー(PSW)を増員すること。
- (9) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず県内の他の自治体同様、精神障害者1級の入院と2級の通院と入院にも広げるよう予算の拡充を行うこと。また、所得に応じた医療費負担の軽減を行うこと。
- (10) 精神障害者に対して義務付けられている自立支援医療(2年ごと)・障害者手帳・障害年金更新時の診断書提出について、他障害では診断書作成料は無料なのに精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国には強く改善を求めるとともに、せめて国が実施するまで市として補助すること。
- (11) 単独での外出が難しい方について、福祉特別乗車券が利用できる市営バス・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの同行者割引を、他障害と同様に精神障害者にも対応できるようにすること。
- (12) 強度行動障害の実態分析を踏まえて、以下の施策化を進めること。
- ①地域支援マネージャーの増員をはかること。その際に、特定法人のみに偏ることなく複数の法人の参画を進めること。
 - ②拠点施設の設置を進めること。
 - ③強度行動障害が常態化する前に介入して早期に地域復帰を目指すミドルステイ事業の拡充すること。
- (13) 障害者への合理的配慮の徹底について、本市や本市関連団体はもちろんのこと、市内企

業での障害者への合理的配慮の実施について、その状況を把握すること。また啓発をはかること。

- (14) 大人になってからの発達障害について、市としての相談窓口を整備すること。
- (15) 発達障害や知的障害などの子どもの個々の発達の特性を早期に把握し子どもとその家族に必要な支援を行うことを目的とする5歳児検診を早期に実施すること。
- (16) 精神疾患の入院患者について「身体合併症」の受け入れ可能な病院・病床は3病院14床しかなく、目標数を定めて増やすこと。
- (17) 精神医療について、厚生労働省の「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」や疾病ごとのガイドライン等に基づいて各医療機関によって実施されているかの調査を行うこと。薬物療法に偏重しないように、精神療法や心理療法などがもっと進むようにすること。
- (18) 障害年金の受給要件を緩和し、無年金障害者の救済を図ること。物価高騰に対応する障害年金額の増額を行うよう国に働きかけること。また等級変更によって障害年金が支給されなくなることがないよう、障害実態をよく見て判断を行うこと。
- (19) 働きたくても働けない精神障害者への公的な所得保障制度が障害者の生活を支えるものになるように、障害年金額を大幅に引き上げるよう、国に要望すること。

15. 障害者施策（移動）

- (1) 「ガイドボランティアに自己負担をさせないよう」奨励金の1000円の増額にとどまらず実費支給とすること。
- (2) ガイドヘルパーの同行援護中の交通費を助成すること。ヘルパーがいなければ福祉バス等の利用ができない場合、ガイドヘルパーの同行援護を実情に合わせバスでの移動時間も含め全行程について、認めること。ガイドヘルプ事業の利用条件などは、常に障害当事者の声を聞き見直しを行うこと。

- (3) ハンディキャブ（リフト付き小型車両）を増車すること。またその利用について、通院以外は市外への運行ができないため、その他の理由でも市外も可とするよう、合理的配慮の考え方から利用条件を緩和すること。
- (4) 盲・ろう特別支援学校の児童と、ろう特別支援学校小学部の児童は、保護者が通学の付き添いができない場合、多額の自己負担でヘルパーを頼むか、やむを得ず欠席している現状もあり、それらを解消するためにも、事情がある場合、ガイドヘルプ事業の通学通所支援対象者に幼児と聴覚障害児を加えること。福祉タクシー利用券の使用方法について、一回利用の上限7枚までという制限をなくすこと。
- (5) 電動車いすでも使える大型の UD タクシーが増えるよう働きかけること。
- (6) 福祉タクシー利用券の使用方法について、一回利用の上限7枚までという制限をなくすこと。知的・身体障害者と同様、精神障害者手帳の所持者にも運賃割引を実現すること。
- (7) 保護者が病気や諸般の事情で送迎できない場合もあり、タクシー券とガソリン券の制度をどちらでもフレキシブルに利用できる制度とすること。
- (8) パーキングパーミット制度の実施に当たって、車いす利用者が使える「ダブルスペース方式」とすること。
- (9) 街中にあるコインparkingについて、フラップ式駐車場は車いすでの使用は困難なため、合理的配慮に欠けます。フラップ式以外の方式の導入が進むよう啓発すること。
- (10) 期日前投票所について車いすユーザーのためにも、障害者用の駐車場が一定数確保されていることも考慮すること。
- (11) 福祉バスの IC カード化への切り替えを進め、障害者が遠慮せずバスや鉄道を利用できるよう改善すること。
- (12) 福祉バスの交付手続きについて、郵便局に限定せず、地下鉄の定期券販売窓口や市行政サービスコーナーでも可能とすること。
- (13) 福祉バスの利用を 70 歳で区切ることなく使えるようにすること。
- (14) 重症心身障害児者、特に医療的ケア児者が利用できる移動支援が不足している。医療的ケア児者が安心して生活できるよう、医療的ケアに対応できるヘルパーや訪問看護師が同乗しての移動支援が利用できる制度を作ること。
- (15) 車椅子を操作できない身障者が乗った車椅子を介助者が押す場合に、安心安全の観点から介護者操作用電動モーターアシスト機構が不可欠です。車椅子更新時に、この機能を追加搭載する費用の公的補助を行うこと。
- ## 16. 障害者施策（視覚）
- (1) 就労支援センターの設置増に向けてニーズ調査と増設の計画をもつこと。
 - (2) 就労支援センターと高等特別支援学校の就労支援担当者との交流を日常的に行うよう引き続き取り組むこと。
 - (3) 市からの視覚障害者への送付文章について、健康福祉局と税金・市営住宅の通知の点字化対応にとどまらず、市からのお知らせ文書のすべてを点字化できるよう合理的配慮の観点から全市的に進めること。
 - (4) 視覚障害者の情報保障を担える施設として、点字図書館機能や支えるスタッフもそろっている「視覚障害者支援センター（仮称）」の設置を市として検討すること。
 - (5) 視覚障害者支援として日常生活用具の拡大読書機（音声読書機を含む）をはじめとする各品目の給付基準額改定を適切に実施すること。
 - (6) 盲導犬の受け入れ拒否事例が無くなるように行政が主催する多くの事業者が集まる研修会などで、日本盲導犬協会などと連携し盲導犬についての理解が促進されるような場を設定すること。またタクシーでの乗車拒否事例も散見されるため、タクシー業界での理解が促進されるようにすること。また賃貸住宅の契約の際に、盲導犬を理由に断られるケースについて業界への啓発を図ること。
 - (7) 視覚障害者がはじめて行政に相談する際に、窓口で盲導犬協会の情報提供を行うこと。

- (8) タッチパネルやタッチ決済、マイナンバーの読み取り機など、視覚障害者にとって、合理的配慮がされていないと思われることについて事業者へ改善を図るよう対応すること。
- (9) 視覚障害者の携帯電話の専門相談・講習会の通年で定期開催できる場をつくること。

17. 障害者施策（聴覚）

- (1) タブレットによる遠隔手話通訳サービスの配備で対応を終えるのではなく、現在2区しか配置されていない手話通訳者を全区で配置すること。
- (2) 人工内耳の電池購入を補装具支給制度に加えるよう引き続き国に働きかけること。また国の制度化ができるまで、市として補助すること。
- (3) 補聴器や人工内耳の電池やロジャー（補聴支援システム）AIボイス筆談機「ポケトーク mini」および「タブレット mini」を聴覚障害者の日常生活補装具の助成対象に追加すること。
- (4) 当事者団体が県域を越え全国的な会議等を開催し本市で行われた場合、要約筆記の派遣について無料で行うこと。
- (5) 会話をすると大声になりがちな聴覚障害者にとって、周りに気兼ねなくお話ししながら食事ができた市健康福祉センター10階の食堂を再開すること。
- (6) 手話講習会の会場確保が困難になっている状況から。聴覚障害者の情報とコミュニケーション手段の確保のため、また手話通訳養成のため、会場確保の支援を市として行うこと。
- (7) ろう者・ろう高齢者の雇用が進むよう援助すること。
- (8) 市社会福祉センターにある情報保障用の機器の準備を2セットに増やすこと。
- (9) 要約筆記者養成講習会の委託費を増額すること。

18. 障害者施策（呼吸）

- (1) パルスオキシメーター（血中酸素量測定器）は、呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって

欠かせないため、現在障害3級まで認められている購入補助対象を4級までの全等級に拡充すること。

- (2) 呼吸器内科医の常駐や理学療法士などが条件の呼吸リハビリを受けられる医療施設をさらに増やすよう施策を講ずること。
- (3) 自立支援医療（更生医療）の対象に「肺」を入れよう国に要望すること。
- (4) 呼吸器機能障害者の運動療法用具として、（家庭用）エアロバイク等の購入助成を行うこと。

19. 障害者施策（医療的ケア）

- (1) 多機能型拠点に併設される医療機関について、通所施設で医療行為が必要であるにもかかわらず、医療保険制度では医療提供の場として原則認められていないため費用請求ができない事態について国に改善を申し入れること。
- (2) 「多機能型拠点」は、市内6館整備の達成に向け、未着手になっている残り1館の整備を早急に進めること。

20. 障害者施策（身体）

- (1) 補装具について、所得制限により国の制度を利用できない18歳以上の障害者について、独自助成を行うこと。
- (2) ハンディーキャブの利用対象を肢体障害3級で歩行困難のために車いす利用している方ものことから、下肢及び体幹障害3級で外出時に車いす利用するものまで拡充すること。

21. 障害者施策（重症心身障害）

- (1) 重度訪問介護の担い手を増やすよう県に求めること。
- (2) 電動車いす利用者が救急搬送される場合、身体だけを運ぶのではなく電動車いすも運べるようにすること。
- (3) 重症心身障害者が利用できる医療的ケア付きの短期入所ができる施設を市内にさらに増やすこと。
- (4) 障害の重度化によって二人介護が必要な障害者には実施できるよう国に働きかけすること。

- (5) エレベータの車いす優先利用について、全てのエレベーターに表記するようすること。

22. 障害者施策（防災）

- (1) 全ての重度在宅障害者の「個別支援計画」を策定することを支援すること。また、実際の避難支援をどうするのか、発災時に実際機能するよう具体化を図ること。
- (2) 震災時における障害者の対応は福祉避難所の設置だけではなく、障害者に関する様々な支援が求められます。他都市での実践をふまえて災害時の障害者支援の拠点の検討を行うこと。
- (3) 災害時の地域防災拠点での聴覚障害者に対して情報保障を行うように準備すること。また聴覚障害者に対して、地震震度情報、気象情報などの防災情報を E メールで配信するサービスを必要とする全ての聴覚障害者へ周知し、その利用登録を進めること。
- (4) 障害者への災害時の情報保障について、その障害特性に合わせて情報保障を行えるよう抜本的に施策の充実をはかること。
- (5) 福祉避難所の箇所数を増やすこと。そのためには、福祉避難所の役割を担う事業者への助成制度を創設すること。また福祉避難所には車で避難せざるを得ない人がいることから、駐車場の確保や送迎について検討すること。
- (6) 災害時避難支援にあたって、とりわけ重度の在宅障害者等の優先度の高い避難行動要支援者については、福祉事業者や地域との連携のもと確実に避難支援を行うことができるよう早急に取り組みを行うこと。また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を踏まえ、指定福祉避難所への直接避難の方策についても、具体化に向けた取組みを進めること。
- (7) 地域防災拠点での障害者等に対する情報支援として、通訳支援者を区のエリアで事前登録し、必要に応じて防災拠点に派遣できるような仕組みづくりやUDトーク等を活用したコミュニケーション支援機器を導入するなどの環境整備を行うこと。また外国人への情報提

供も行えるようにすること。

- (8) 移動式のバリアフリートイレの導入を検討すること。
- (9) 広域災害の際に、透析患者は数日以内に透析可能な地域への集団移動が必要となることが想定されます。その対応策について、県とも連携して対応策を講ずること。
- (10) 透析患者の災害時対応について、速やかにブロック会議を開催し検討を進めること。
- (11) 地域防災拠点でのマニュアルに、透析患者など内部障害をもつ方の災害対応について記載し理解を得るようにすること。
- (12) 災害時のトイレ使用について、断水状態でストラップ器具の交換をする際は時間がかかるために、福祉避難所のトイレなどを活用するよう計画すること。

23. 障害者施策（スポーツ）

- (1) 横浜ラポールでの会員登録や利用申し込みについて、ネットでもできるようにすること。また、横浜ラポール内での支払いについて、電子マネーなど使用できる環境を整えること。
- (2) 障害者スポーツ推進のために、障害者スポーツ団体の連絡協議会を設置すること。

24. 生活保護など

- (1) 生活保護申請に係る相談では、個人のプライバシー権を保障するために、簡易な間仕切りでは不十分であり、個室で丁寧な対応を行うこと。また、各区役所の相談室での個室の確保数を公表すること。
- (2) 住居確保の相談は、市として責任を持ち支援を行うこと。特に、住まいのない方については、一時的にビジネスホテルなどの利用も選択肢に入れるとともに、すみやかに住まいが確保できるよう支援すること。
- (3) 本市として生活保護制度の補足率を調査すること。
- (4) 扶養照会は行わないこと。
- (5) 申請への心理的ハードルを低くするために、本市の申請書類の簡略化すること（法で定め

- られている以上の書類は要求しないこと)。
- (6) 現在の物価高騰下で、生活保護の相談、申請や利用者が増えている中で、申請者や利用者に寄り添って、正しいケースワークが行われるようにするために、ケースワーカーを増員するとともに、さらに研修を拡充・改善して実施すること。また、その配置については福祉専門職とすること。
- (7) 生活扶助費の連続削減と冬季加算の減額、住宅扶助費の減額に加え、電気、ガス、食料品など生活必需品の高騰により、生活保護者の生活が一層厳しい現状となっています。そのため下記の取り組みを進めること。
- ①生活保護基準の引き上げを国に求めること。
 - ②この間引き下げられた冬季加算、期末一時扶助金、母子加算をもとに戻す改善を行うこと。
 - ③引き下げられた住居費について、元に戻すよう国に求めること。
 - ④当面、市として交付金を活用して物価高騰に対応して一時金を支給すること。
- (8) 生活保護は国民の権利であり、公的な、確かなセーフティネットとしての社会保障制度であることからも、申請書について、どなたでも手に取れる場所に配架することやホームページ上からもダウンロードできるようにすること。また、「生活保護の利用は国民の権利です」というポスターとチラシを区役所・ケアプラザ・コミュニティハウス・地区センターに掲示や配布を行い、更なる市民周知をはかること。
- (9) 市のホームページや「生活保護のしおり」の改善について
- ①他都市のしおりを参考にさらなる改善を図ること。
 - ②ひとり親世帯が生活保護を利用しやすくなるための対策として、区福祉保健センター等の生活支援課が連携し相談を行うとともに、相談母子世帯に向けたパンフやしおりを作成するなどきめ細やかな対応をはかること。
 - ③エアコン設置費用が出ることや、扶養照会は義務ではないことなど、最新の通知の基づいた内容とすること。
- (10) 健康福祉局生活支援課への警察官OBの配置を止めること。
- (11) 生活保護利用世帯へ、敬老バスと福祉バスは無料にすること。
- (12) 引き続き、生活保護利用や低所得世帯の高校生が経済的理由で退学することのないよう、国に対して、困窮している若者を対象とした修学支援新制度の拡充について要望すること。実現するまで教育委員会と連携し、生活保護・低所得のみを要件とする市独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- (13) 生活保護利用世帯の高校生が大学等への進学について、保護対象から外されるため、進学は困難になります。国に対して大学生にも生活保護を利用できるよう求めること。また貧困の連鎖を断ち切るために、市独自の大学生等向けの給付型奨学金制度を創設すること。
- (14) 電気料金の値上げで、「災害級の酷暑」であっても、「電気代が怖くてエアコンが使えない」という生活保護利用者の実態があります。下記の改善を行うこと。
- ①エアコン未設置の生活保護世帯で設置を希望するすべての世帯に、エアコン設置補助を国に求めること。
 - ②その実施までの間、エアコンのない世帯に、エアコン購入資金と工事費用の支給を市として補助すること。
 - ③夏季加算創設を再度国に強く要望すること。
- (15) 生活保護制度を利用している家庭の高校生で、卒業後に就職の選択をした場合、就業するための条件を広げるために、希望する方に対して就業前に運転免許をとる支援を行うこと。
- (16) 東京都練馬区のように、「低所得者へのエアコン設置助成制度」を創設すること。

25. その他（簡易宿泊所・違法民泊）

- (1) 市内の劣悪な住環境に生活保護利用者を囲い込んで高額な利用料を徴収する「貧困ビジネス」施設について、条例基準を満たすよう改善を求めること。それに応じない場合は、公表直ちに生活保護入居者を転居させるなど対策を

講じること。

- (2) 簡易宿泊所に対し、消防局、建築局と連携して違反や不適合事項を是正させ、衛生と安全を確保すること。
- (3) 簡易宿泊所は旅館業法に位置づけられる「宿泊所」であり、長く住み続ける「居住の場」ではないため、簡易宿泊所から民間アパートへの転居を原則とすることなど、市としてこの実態を解消する対策を持つこと。

26. 医療費助成

- (1) 18歳まで小児医療費助成制度を拡充(無償化)すること。
- (2) ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
- (3) 市内のぜんそく患者の実態調査を行うとともに、国のぜんそく患者への支援制度が創設されるよう働きかけること。

27. 医療施策

- (1) 定期予防接種について、隣接自治体で予防接種ができる相互乗り入れを実現できるようにすること。

要望理由：2018年4月から相模原市と町田市で行われています。保護者が窓口で接種費用を立て替える必要もなく、副反応への公費補償もあります。本市でも隣接する近隣自治体との“相互乗入”実現を期待する声が高まっています。

- (2) 50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種について、
 - ①国の制度創設を待たずに本市独自に接種費用の助成を行うこと。
 - ②接種費用の助成を国へ強く求めること。

要望理由：厚生労働省の専門家委員会は2024年6月20日、高齢者を対象とする帯状疱疹ワクチンについて、「科学的に定期接種化が妥当」と判断しました。国内で使用されている帯状疱疹ワクチンは1回接種の「生ワクチン」と2回接種の「不活化ワクチン」の2種類。接種から1年後の発症予防率は4~9割で、神経痛な

どの合併症による重症化も防ぐ効果が確認されています。ワクチンの定期接種を求めている多くの市民のためにも早期の助成が必要だと考えます。

28. その他の医療施策

- (1) 保健所について、新たな感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために、区福祉保健センター長には専任の医師を配置することや福祉保健センターを保健所として格上げして18区の保健所体制に戻すこと。
- (2) 子宮頸がんワクチンの副反応被害者に対して引き続きの支援を継続すること。
- (3) 胃がん検診の自己負担額の軽減によって、より受診しやすくなりました。今後さらに胃がん検診の受診率向上のため、自己負担額の軽減を検討すること。
- (4) 20歳女性と40歳女性が無料クーポンで受けられるがん検診について、受診率の向上を図るために夜間や休日に受診できる施設が増えるようにすること。
- (5) 生計困難な人が無料または低額な料金で診療を受けることができる無料低額診療施設をもっと増やすよう、市内医療機関に働きかけること。また、同事業を広く市民に周知するよう、区役所生活支援課だけへの情報提供にとどまらず、周知を進めること。
- (6) 無料低額診療事業へ薬剤も対象とするよう国に求めること。またそれまでの間、市として、医療機関で無料低額診療事業が適用となった患者については保険薬局へ薬代を助成する新たな制度を創設して、自己負担をなくすこと。
- (7) 市立3病院や中核病院を無料低額診療施設となるよう働きかけること。
- (8) 市大病院は無料低額診療施設となるよう働きかけること。
- (9) 30歳35歳40歳の節目検診（特定検診・がん検診・歯科検診セット）を創設すること。
- (10) 3歳児健診に対して、屈折検査を実施すること。その際、屈折検査機器SVSの導入を検討すること。

- (11) 65歳のがん検診無料化が始まったが、毎年予算を確保し、事業を継続・拡充すること。

29. 動物

- (1) 本市の動物愛護センターの殺処分数を明らかにし、殺処分をゼロとすること。
- (2) 今後も地域猫活動への地域啓発を強め財政支援を行うこと。また不妊去勢手術の助成金を増やすこと。

30. 墓地

- (1) 市民の住環境を優先し、墓地条例に距離規定を設けること。また宗教法人については本院限定などを盛り込むこと。旧深谷通信所における公園型墓園の整備を着実に進めること。市営墓地整備にあたっては、墓石型から納骨堂型、合葬式に市民ニーズに合わせて整備すること。
- (2) 旧深谷通信所における市営墓地整備にあたっては、墓石型から納骨堂型、合葬式に市民ニーズに合わせて整備すること。
- (3) 東部方面斎場付近の交差点十字路における信号機の設置など、周辺の交通環境が安全になるよう整備すること。
- (4) 市営墓地の改葬申請にあたっては、現在使用している墓地等の「使用許可証(カード)」を返還することになっているが、紛失しているケースも多く、再発行されるまで1カ月程度の時間がかかることもあり、手続中に申請者が亡くなった場合は、成年後見人もその後の手続に着手できないことから、迅速に手続きを完了させるよう見直しすること。

31. 受動喫煙対策

- (1) 健康増進法や県条例に基づき、事業所等への指導・助言や市民への周知啓発を行い、受動喫煙の防止に引き続き取り組むこと。

32. その他

- (1) 民生委員の担い手が増えるよう民生委員の負担軽減を図ること。また、民生委員の意見や要

望を聞き取る取り組みの強化をすること。

- (2) 建設アスベスト被害の救済について、市として他の医療機関への石綿に関する診療支援、診断研修等に取り組むとともに、アスベスト肺の診断ができる医療機関を増やすこと。また、併せて救済措置について広報すること。

【医療局】

1. 災害時医療施策

- (1) 各病院が自力で行っている自家発電装置の整備、燃料の備蓄などに対する財政支援を強化すること。

2. 保健医療施策

- (1) 医業税制(事業税非課税・租税特別措置法第26条)の存続について、国に存続を求めるこ。
- (2) 診療報酬での消費税の補填状況を十分に検証し、しっかり補填されるよう引き続き国に働きかけること。
- (3) 医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集の地域医療枠の学生は、卒業後、2年間の初期臨床研修および、その後7年間、神奈川県内の医療機関において勤務することになっているが、その点を見直し、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを義務づけるよう、引き続き市が率先し関係機関と連携して実現をはかること。
- (4) 市民病院救急総合診療科の医師の確保について、引き続き医師確保を早く行うこと。
- (5) 市内医療機関の看護師不足解消のため、引き続き、看護職復職支援等の拡充を進めること。また、院内保育所については、神奈川県に対して地域医療介護総合確保基金の活用を求め、市が主体となって院内保育所の整備・運営助成制度を拡充すること。
- (6) 地域医療構想で、不足が見込まれる回復期・慢性期病床について、引き続き、確実に整備されるよう責任を持つこと。同時に、感染症にも対応できるように病床を確保するためには、高度急性期病床・急性期病床を確保し、市の「感染症予防計画」を策定し、新興感染症対策の検

- 討を進めること。
- (7) 緩和ケア病床施策について、病床を増やし人材育成を進めるとともに、横浜市在宅医療連携拠点を含めた在宅医療による緩和ケア体制の強化を行うこと。
- (8) パートナーシップ制度の趣旨に基づき、市立病院での病状説明、手術や検査の際の同意に関する扱いについて、説明・同意確認の対象者として、本人以外の代理人には同性パートナーも含まれることを周知すること。
- (9) 物価高騰や年金収入が減らされ、暮らしが大変苦しいという声が上がるもとで、2022年10月からの75歳以上の医療費の窓口負担2倍化は、高齢者の生活をさらに追い詰めるものです。下記の取り組みを行うこと。
- ①市として恒常的な負担軽減施策を行うこと。
 ②2022年以降3年間は1か月の外来医療費の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置が設けられていますが、4年目以降の負担軽減の配慮措置を行うこと。
- (10) おたふくかぜワクチン予防接種の費用助成を導入すること。
- ### 3. 休日急患診療、二次救急医療
- (1) 市民の安心を支えている休日急患診療所・3夜間急病センターの安定的な運営を図るため、必要人員配置が維持できる物価高騰分を加味した補助金の増額すること。
- (2) 休日急患診療所修繕費補助金は、総工事費100万円以上のものに対し半額補助となっていますが、感染症対策等の小規模修繕で100万円未満のものについても補助金を交付すること。
- (3) 予想不能な患者増減ある状況で、必要な人員体制整備をしても赤字とならないための追加緊急補助金の継続を行うこと。
- (4) 耳鼻咽喉科二次救急体制の確立について予算措置を講じること。
- ### 4. コロナ対策
- (1) 新型コロナウイルスが再蔓延の時には、透析患者に対して十分な入院病床確保を行うこと。
- (2) コロナ感染症予防の観点から、PCR検査、抗原キットの販売先の情報や費用の助成を行うこと。
- (3) 病院の職員へのワクチン接種への助成を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の後遺症の治療のための実施医療期間を増やすこと。
- (5) 窓口負担の経過措置終了により、高い自己負担を理由に抗ウイルス薬の処方を避ける傾向が広く生じています。医療費の自己負担増加によって、発熱診療の受診控えが起きないように低所得者対策を講ずること。
- (6) コロナ禍以来、児童・生徒や若年者、そして教育現場の教職員のメンタルヘルスについて大きな問題が生じています。全国的に、児童・生徒の不登校者数や自殺などの痛ましい事象はこの数年増加傾向にあり、過去最多水準です。同様に、教職員に関しても、精神疾患による病気休職者が過去最多を更新し、横浜市でも同様の傾向があります。これらの問題の解決が急務であり、受診の早期化への医療体制整備のための補助として、以下の点について要望します。
- ①児童・生徒を含む18歳未満の市民の迅速な精神科受診の体制整備のための費用支援を行うこと。
 ②横浜市教育委員会に所属する教職員に対する迅速な受診の体制整備のための費用支援を行うこと。
- (7) 物価高騰対策として、医療機関の光熱費等に対する補助金を支給すること。
- (8) 新型コロナウイルスの治療薬の自己負担軽減に向けた財政支援を国に求めること。
- (9) 高齢者のコロナワクチン接種は無料とすること。
- (10) ワクチンの有効性・安全性についての市民の疑問に答え、副反応の実態の解明があれば速やかに公表し、原因究明と被害者救済に市としても万全を期すこと。

【みどり環境局】

1. みどり税

(1) みどり税を廃止し、開発事業者への課税等によってみどりを守るために必要な財源を確保すること。市内のみどりを守り増やすための財源は、一般会計からしっかりねん出すること。

2. 市内農業

- (1) 今後も先行きの見えない物価高騰や電気・ガス・水道料金の値上げと気候変動による夏場の高温が市内農家・酪農家を苦しめていることから、実情に合わせた支援を市独自で行い、国にもさらなる財政支援を求めるこ。
- (2) 都市の農業は、都市住民にとって、新鮮な食料・農産物を消費者の食卓に供給するもっとも身近な存在であることから、遊休農地を活用するためのマッチング制度を引き続き実施し、農地として維持すること。税制度の改正を国に求めるこ。
- (3) 地産地消ビジネス創出支援事業を継続し、市内の他業種の中小企業経営者との連携なども模索し、更なる販路の拡大などに活かし、事業の拡充をはかるこ。
- (4) 農福連係に関する検討会を設置すること。
- (5) 「横浜市新規就農者農業経営改善支援事業」を継続すること。また、この間、新たに就農を始めた方々への資金面での支援も行うこと。

3. 緑の保全

- (1) 市内の緑被率の減少につながる山林などの大規模開発は、土地所有者に対し緑地保全することを強く求めること。マンション等の集合住宅建設に際しては、斜面緑地が失われるこの無いよう関係局や事業者へは「働きかけ」ではなく、規制する条例を制定すること。
- (2) 宅地開発が進み緑地が減少していることは横浜市自身も認識していることから、緑の保全は市が進める他の施策よりも最優先すべき課題と位置づけ、京浜臨海部の工場跡地などの広大な敷地は、用途変更するなどし、緑地拡大に努めること。

(3) 保土ヶ谷区と旭区に跨るカーリットの森の樹林地では、蛍が生息するなど水がきれいで水源林としても貴重な森の環境を守るために自主的に自腹で活動している活動団体に直接補助金を支給すること。また、現在、樹林の立ち枯れが増え、伐採に費用がかかっていることから、対策を実施し、かかった費用に関しては、支払ってもらえるよう、土地所有者に要請を依頼すること。

(4) 街路樹の姿は景観にマッチさせるよう、行き過ぎた剪定とならないようにすること。

4. 公園

- (1) 「横浜市水と緑の基本計画」で掲げた小学校1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園と身近な公園の設置目標を早期に達成させること。そのための具体的な計画を立てること。
- (2) 公園へのトイレの整備は、国の定めているトイレ設置基準に基づいて整備すること。ユニバーサルなまちづくりを進めるためにも、全ての公園にトイレ整備を行うこと。水道栓の整備は、引き続き実施すること。
- (3) 身近な公園の草刈や木々の剪定は公園愛護会任せにせず、各土木事務所が対応すること。
- (4) 愛護会への補助金を増額し、活動支援を続けること。
- (5) 市民プールを減らさないこと。教育施設である学校プールと統合させないこと。市民プールを減らすための「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」は撤回すること。
- (6) 三ツ沢公園の再整備基本構想(案)を白紙に戻し、市民が緑を感じ、スポーツを楽しむことができる公園として存続させること。
- (7) 三ツ沢公園については、老朽化している既存の建物や遊具は、早期に修繕や更新を行うこと。

5. 大気汚染

- (1) PM2.5 の削減及び環境基準の維持にむけての大気汚染対策を継続し、排出抑制を他都市と

連携し強化すること。観測地点を幹線道路などに広げること。

6. アスベスト

- (1) 建設アスベスト被害救済と根絶に向け、さらに市民啓発を強めること。また、住宅の解体時に、アスベスト含有建材除去工事への補助制度を創設すること。

7. 海洋汚染対策

- (1) マイクロプラスチックについては、下水道河川局と連携し、市内沿岸と市内河川で調査を実施すること。得られたデータを市民に公表し、啓発活動につなげること。

【下水道河川局】

1. 防災・災害対策

- (1) 大地震発生の危険性が高まっていることから、下水道管の更新・耐震化を急ぐこと。国に補助金の上乗せを求める。また、更新の設計・施工・費用の妥当性を判断できる職員の配置と技術継承・職員育成を引き続き実施すること。
- (2) 頻発化・激甚化している豪雨に備え、雨水幹線とポンプ場・雨水調整池の整備を急ぐこと。
- (3) 下水道管内水位の発信は、横浜駅周辺だけでなく、過去に反乱を起こした河川付近などにも設置し、都市型災害である内水氾濫を早期に住民に知らせるシステムを構築すること。
- (4) 雨水幹線整備事業において、25 地区残っている 50 ミリメートルの未整備が完了する期日を明確にすること。また、当該地域の合意を得ながら 60 ミリメートル対応についても早期に整備を実施すること。
- (5) 2023 年度から始まったエキサイトよこはま竜宮橋雨水幹線整備事業（2031 年度まで）は、近隣住民へ現況の情報提供を行い、事故防止の徹底を行うこと。また、工事費用の透明化を実施し、市民に公表すること。国に費用を求める。
- (6) ハザードマップを、転入の際に配布すること。様々な公的施設や駅など、人目に着く所に配

架すること。多言語でのハザードマップも同様の扱いをすること。

- (7) 現在、河川に設置されている防災行政無線は、浸水被害や洪水だけでなく、地震などの災害情報を発信すること。

2. 治水対策

- (1) 大雨による都市型災害である道路冠水を防ぐため、道路整備の際、水はけの良い素材を使用する等の工夫し予算確保に努めること。
- (2) 急な大雨となり、マンホールが吹き飛ぶということが他都市では起きていることから、マンホールの素材を変更するなど検討すること。

3. 河川整備

- (1) 緊急を要する市が管理する河川の「河道等安全確保緊急対策事業」は、予算を大幅に増額すること。
- (2) 水辺に親しめるように整備された小川や、せせらぎ緑道の老朽化した箇所は再整備を進めること。

【資源循環局】

1. 資源化の推進等

- (1) プラスチックごみと同様に、その他のごみも排出量を減らす目標を示し、目標達成のための計画をつくること。
- (2) 家庭系の生ごみの削減に向けて、『土壤混合法』の普及を図ること。
- (3) 各家庭の『土壤混合法』で出来た堆肥を「3R夢農園」等で活用することを検討すること。
- (4) 生ごみの資源化を事業化すること。
- (5) 紙おむつリサイクルに取り組むこと。環境省の交付金や助成金の活用を検討すること。
- (6) ワンウェイプラスチック（使い捨て）の削減に向けて、代替品の取扱店を紹介するだけでなく、市内で代替品を製造・開発している企業を支援すること。
- (7) 2025 年 4 月からは、全市で製品プラスチックの新たな分別収集が導入されることから、総量が

増えるプラスチックごみに対応する新たなリサイクルルートの創設を行うこと。

(8) 市内で出されたプラごみは、市内で処理する事業者を選定し、事業化すること。

(9) 「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」を踏まえ、製造事業者に対し、プラスチック製品自体を減らす計画の提出も求めること。

(10) マイクロプラスチックについては、市内沿岸と市内河川で調査を実施すること。得られたデータを市民に公表し、啓発活動につなげること。

(11) ゴミ集積場所の管理については、市民の高齢化に加え、自治会・町内会に加盟していない市民や外国籍の方も多くなり、地域での管理が難しくなっていることから、市が責任を持って行うこと。

(12) 缶・瓶・ペットボトルそれぞれをリサイクルするルートを市内で確立すること。

(13) 食品ロス削減の目標をもって推進すること。

(14) 缶・瓶・ペットボトルを選別する資源選別施設の労働環境を改善すること。

2. 施設・建物

(1) 2024年の鶴見資源化センターでの死亡事故を重く受け止め、資源循環局が所管している全ての施設の総点検を行い、二度と事故が起きないよう総点検すること。

3. 喫煙禁止地区の推進

(1) 受動喫煙防止対策として、喫煙禁止地区を拡大すること。地域からの要望で禁止地区の設置ができるなどを市民に広報すること。

(2) 歩きたばこ防止パトロールや啓発活動を主要ターミナル駅だけではなく、他の駅周辺でも実施すること。

(3) 喫煙禁止地区内で注意をされた喫煙者は、多くの場合は素直に応じているということから、過料制度は、廃止すること。

【建築局】

1. 市営住宅等

(1) 高倍率でニーズの高い市営住宅について、市として「住まいは人権」の立場に立って、「低所得で住宅に困窮するものに住宅を提供する」という公営住宅法の目的を果たすために、市営住宅の新規建設とともに民間賃貸住宅の借り上げ型を増やすなどで、市営住宅の供給を大幅に増やすこと。

(2) 市営住宅建て替えの高層化や配置換えで生まれる空地は売却せず活用して、新規建設すること。

(3) 4月・9月の定期募集と常時募集が行われており、2023年8月からの常時募集は51戸に160件応募、2024年2月からの募集は162戸に191件の応募で抽選となった。市営住宅は住まいの確保に困難な方に対して行われるもので、必要な方が、すみやかに住めるよう引き続き改善をはかること。

(4) 共用部分管理・共益費徴収は市が行うべきものであり、共用部分代行管理・共益費徴収制度は入居者の費用負担が増加しないよう見直すこと。

(5) 市営住宅の家賃减免制度を拡充すること。

(6) 引き続き、障害者・高齢者等の個別の状況を考慮して、市の責任で、1・2階の住宅への住み替えや、バリアフリー化された住宅への斡旋や、模様替えを行うこと。

(7) かつては持ち込みであった風呂釜が、新規の入居者からは設置されているが、自分で持ち込んだ風呂釜が壊れたときには、新規入居者の対応と格差が生じないよう市として新しい風呂釜の設置を行うこと。

(8) エアコン用の差込コンセントが無い住戸があるが、エアコンは必須の家電のため、新入居には市の責任で差し込みコンセントを設置し、既入居者からは要望があったら無料で設置すること。

(9) 空き住戸を期間を区切って大学生や専門学校生、若年世帯へのあっせんを行い、若年世代が入れるようにすること。

- (10) 大規模団地再生にあたっては、高齢者も子育て世代も若年世代も障害がある方々も共に住まうまちとして、住民の声をよく聞き、高齢者福祉施設や保育所、障害福祉の施設やコミュニティハウスなど、全ての人に住みやすい必要な機能を配置し、団地内や周辺地域の移動手段を確保すること。
- (11) 建替えや住戸改善の際には、省エネ化、太陽光パネルの設置など再生可能エネルギー使用など、ハード・ソフト両面で防災力を向上すること。
- (12) 高齢者向け市営住宅、福祉的対応が必要な一般市営住宅において、生活援助員の派遣を拡充するなど抜本的な人的配置を行うこと。また、住民の同意を得て、合鍵を預けておく仕組みを作るなどで、緊急時にも対応できるようにすること。
- (13) 民間セーフティネット住宅で行われている、母子世帯などのひとり親世帯同士が共同で住むことができるシェアハウスが、市営住宅でもできるよう、親族要件の緩和を検討すること。
- (14) 火災等としている緊急要件を緩和して、職を失う等により住居の確保が困難となった世帯について、什器や湯沸かし器、カーテンレール等備品の設置などにおいて、被災者と同様の扱いを継続できることにする。
- (15) 能登半島地震・東日本大震災の被災者、ウクライナ避難民への市営住宅等一時提供を継続すること。

2. セーフティネット住宅

- (1) 住み続けながら、家賃補助付きセーフティネット住宅制度が活用できること。
- (2) 家賃補助付きセーフティネット住宅は、家賃1月分の礼金・更新料がかかる住宅も対象になるなど改善されている。さらなる登録・利用が拡大するよう、周知をはかること。

3. 災害対策、住まいの安全・安心の抜本的向上

- (1) 木造住宅の無料耐震診断や耐震補強の補助制

度は、2000年以前に建築された住宅(所謂2000年耐震基準)も対象とすること。

- (2) 大地震がきたら長期間「トイレが使えない」、「水を高所に階段で運ぶ」など、マンション・集合住宅ならではの課題と対策を全住民の認識となるよう、マンション・集合住宅に特化した防災対策パンフレット等を配布すること。
- (3) 防災力向上マンション認定制度を更に周知し、マンションごとの防災対策拡充を支援すること。
- (4) 高経年マンションの大規模修繕・建て替えの合意形成が進むよう、相談窓口を開設するとともに、マンション管理士の育成、管理組合へのサポート施策等の支援策を引き続き充実し、それにふさわしい財政措置と推進体制をとること。
- (5) 住民からの住宅・宅地の安全性などに対する疑問・相談に機敏に対応できるよう各区に専門職を本市職員として配置し、建築に係る相談窓口を設けること。
- (6) 耐震シェルターや防災ベッドの設置が推進されるよう工事の補助、除却費への補助などを抜本的に増やすこと。市役所での展示に加えて、より身近なそごう前での展示がされたが、各区で行うなど、さらに広報を行うこと。
- (7) 崖地防災・減災対策工事助成制度において、崖下の敷地所有者が設置する待ち受け擁壁等に対する補助の周知をさらにすすめること。
- (8) 市内危険度Aランクと優先度の高い崖地への改善の取り組みとして、所有者に支援制度をお知らせして相談を促す2巡目の送付が行われたが、一刻も早い改善対策を打つこと。そのため県の補助の拡充を求め、本市の建築防災課の人員を大幅に増やし、予算を抜本的に増額すること。個別の相談に応じられるよう、各区にも窓口を設置すること。
- (9) 開発許可及び宅地造成許可にあたって、違反が疑われる又は工事が中断している現場については、事業者、設計者及び工事施行者に対して工事中の安全対策について、住民の立場から事業者への指導を強化し、現状などについて地域住民にも知らせること。住民の声に耳

をかた向け寄り添って対応すること。

- (10) 横浜市の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の第二次調査は、年間3地区ずつ着手されているが、市民の生命と財産を守る視点から、対象地域数をさらに拡大し、着実に推進すること。国に予算の拡充を求める。
- (11) がけ崩れが発生した際に早期復旧に向け活用できる「崖地防災対策工事助成金」制度があることなど、関係者にていねいにお知らせし、復旧を支援すること。
- (12) 市内通学路に約1,700か所ある地震時に倒壊する恐れがある民間ブロック塀等の改善については、改善目標年間200件を確実に達成できるよう人的体制を抜本的に強化すること。
- (13) 目的別の住宅改修助成制度はあるが、建築業の仕事おこしに寄与するよう、一般的なリフォームにも補助する住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- (14) 市民から違和感や指摘があり建築現場の確認要請があった場合に、必要な対応を進めること。そのための、人材育成と人員増をすすめること。
- (15) 神奈川県の緊急輸送路の沿道建築物耐震化支援が、政令市への補助率が9分の1から6分の1に引き上げられ、また、大規模建築物耐震化支援の政令市への補助率が3.83%から5.75%に引きあげられたことから、それぞれの目標を引き上げて促進すること。

4. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等

- (1) 栄区上郷町猿田地区開発計画の廃止届が出されていることから、当該地区を市街化調整区域に戻し、貴重なみどり、文化財を守るという観点で、緑地保全、文化財保護、水害対策等を進めること。
- (2) 開発許可や宅地造成工事についての申請区域の設定について、用途変更される土地の開発、宅地造成等については、分割開発を規制すること。従前の土地・面積は一体とみなし、全体面積に対する開発許可条件を適用す

るなど、法及び条例に定められた公共・公益的施設を確保するように指導・誘導すること。又、実効ある措置がとれるように国に法改正を求める。

5. 脱炭素社会の実現

- (1) 省エネ住宅購入・住み替え補助が子育て世帯を対象として補助件数を増やして実施されているが、すべての世代を対象とし、さらに件数を増やし増額すること。
- (2) 民間建築物の木材の地産地消を進める観点を持ち、県産木材の積極的利用に向けた、伐採地から消費地までの流通整備と事業化を、神奈川県・業界団体とともに取り組むこと。

6. 人材育成

- (1) 将来にわたってまちづくりに欠かせない建築業の人材育成・確保に向けて下記の取り組みを進めること。
 - ①横浜建築技能高等職業訓練校への補助金を増額すること。
 - ②「建前披露事業」を実習で行うための費用への補助を行うこと。
 - ③既存校へ工業科新設、工業高校新設など検討すること。
- (2) 建設キャリアアップシステム(CCUS)普及のため、市発注工事においてCCUS活用を契約条件とした(義務化した)モデル工事を実施すること。
- (3) 建設アスベスト被害救済と根絶に向け、さらに市民啓発すること。また、住宅の解体時に、吹付アスベスト以外の含有建材除去工事への補助制度創設を国へ求め、市独自制度をつくること。

7. 消費者保護

- (1) 悪質な住宅リフォーム業者から消費者を守るために、健全な住宅リフォーム業者の登録・公表を行う国の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の周知を横浜市「住まいの相談窓口」に加えて、さらに広報すること。本市が責任を持つ

た相談体制とすること。

8. その他

- (1) 建設業活性化対策助成金を周知し活用を推進すること。

【都市整備局】

1. 旧米軍上瀬谷通信基地跡地

- (1) 区画整理事業について、土地区画整理事業実施に向け必要となる環境影響評価法に係る手続きの中で出されてきた市民・市・県・国からの意見を誠実に履行すること。
- (2) 動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出すること。
- (3) テーマパーク事業者との基本協定に「自然環境を生かした土地利用や相沢川周辺の風景の継承を検討するなど、上瀬谷の価値をテーマパークの魅力向上につなげる」を求めた事業者選定の審査委員会答申を反映させること。
- (4) 新たなインターチェンジ整備費はテーマパーク事業者に費用負担を求めるこ。
- (5) 確認されたすべての汚染土壤を「掘削除去」すること。また、市民に分かりやすい情報提供を行うこと。

2. 2027年国際園芸博覧会

- (1) 「2027国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)」の有料入場者数を半年で1,000万人とする設定は、非現実的であることから、有料入場者数の大幅削減、会場規模の縮小など、身の丈にあった規模の計画へと見直しすること。
- (2) 会場へのメインの交通手段が4つの鉄道駅と会場を結ぶシャトルバスとされているが、このままでは、交通渋滞、大気汚染、騒音など住環境の悪化を招くことは必至であることから、現実的な輸送人数に見直した輸送計画とすること。
- (3) 資材高騰や人手不足により建設費の上振れリスクが明らかとなっている。厳しい財政と言

いながら、さらなる建設費の増額は市民理解は全く得られないので、少なくとも当初予算を上限にするなど、手を打つこと。

- (4) 博覧会全体の具体的なイメージや、市独自の展示内容を早く市民に示し、市民の意見を聞く機会を設けること。

3. 都心臨海部再開発

- (1) 横浜市都心臨海部再生マスタープランは、2015年に都心臨海部の基本戦略を示したものだが、中身はコロナ前の大型開発中心のまちづくりであり、気候危機への構えや子育て世代支援の視点も低いことから、中期計画にふさわしいものに見直しを行うこと。
- (2) 「エキサイトよこはま22」は、横浜駅周辺地区のまちづくりの指針として2009年にまとめられたものだが、気候危機や人口減少など変化する社会情勢にそぐわないものになっている。大規模災害の切迫性への対応などを見据えて見直すこと。
- (3) 「関内・関外地区」での民間事業者の大型開発は開発事業者負担を原則として、市税投入のあり方は極めて抑制的にすることが求められることから、2つの民間再開発ビルへの210億円ともなる補助金は大幅減額にするなど抜本的に見直すこと。
- (4) 東高島駅北地区開発事業にかかる補助金の内、民間事業者への補助金の交付はやめること。
- (5) みなとみらい21地区での歩行者デッキ整備計画のうち未整備のものは、不要不急のものであり、中止を含めて必要性を見直すこと。
- (6) 横浜駅みなみ東口地区市街地再開発が位置付けられている、エキサイト横浜22の大型開発は見直すこと。
- (7) 都市再生特措法に基づく大規模再開発は、特定の開発事業者に偏重した支援となっている。大規模再開発への補助金はやめること。

4. 横浜駅周辺地区的防災対策

- (1) JR横浜タワー3階に市が開設している横浜駅周辺総合防災センターは、大規模災害時の活

- 動拠点・帰宅困難者受け入れなどの機能とされている。市の関与を強めて、機能を強化し、センターとしての役割を果たすこと。
- (2) 地下街の大地震や風水害を想定した避難計画策定・訓練実施が事業者任せとなっている。発災時に適切に避難誘導ができるよう市が責任をもつこと。
- (3) 来街者への防災情報の周知について、来街者の安全のために官民連携して効果的でわかりやすい広報に引き続き力を入れること。また、地下街における海拔表示等については、財政支援を行い施設管理者の理解を得て、地下街全域の必要なところに直ちに設置できること。
5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策
- (1) ホームドア設置を、JR線、京浜急行線の未設置駅へ、補助制度対象いかんにかかわらず急ぐこと。
- (2) 無人駅化は、視覚障害者、車いす利用者の対応ができないことから、これ以上の無人駅化を進めないよう取り組むこと。
- (3) 駅のエレベーター・エスカレーターの設置計画などが盛り込まれる各区のバリアフリー基本構想の地区数を拡大し、事業化をスピードアップすること。

街・魅力アップにさらに取り組むこと。

- (3) 土木事務所で、保育施設周辺での公園遊びのための幼児の移動の実態を把握し、キッズゾーン設置、ゾーン30などの構造物設置で速度低減、進入抑制など安全対策を強化すること。
- (4) スクールゾーン対策協議会からの通学路の安全対策に関する要望がかなえられないままとなっている。予算を増額すること。
- (5) 耐震性のない6橋梁の耐震性確保を急ぎ、予防保全へ切り替えること。
- (6) 引き続き、熊本地震に対応した安全性確保の橋梁への改修を5橋について早急に進めること。
- (7) 鶴見区生見尾踏切については、閉鎖を前提としないで、当初計画通りエレベーター付き人道跨線橋の設置を一刻も早く進めること。またその際、住民合意のない生見尾踏切の閉鎖は一方的にしないこと。
- (8) 緑区の川和踏切の安全対策は、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされ、交差の構造、工事中の踏切移設、付け替え道路など検討中と聞いている。JR東日本との協議を進めて、道路整備計画策定を急ぐこと。
- (9) エスコートゾーン・音声付信号の設置について障害当事者の声を聞き、市内全域において早期に設置されるよう予算増額を県公安委員会に引き続き働き掛けること。
- (10) 街中へのベンチ設置の方針を持つこと。
- (11) 三ツ沢第一歩道橋（三ツ沢総合グラウンド前のバス停（新横浜通り）を跨ぐ）に市民病院利用者の利便性をよくするためにエレベーターを設置すること。

2. 高速横浜環状線

- (1) 南線整備事業において、脱硝装置が設置されるまで国・事業者へ求めていくこと。
- (2) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う地盤沈下被害については、首都高速道路株式会社が被害者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、引き続き求めること。

【道路局】

1. 生活道路整備・災害対策など

- (1) 道路予算は、高速道路新規建設への重点化をやめ、高速道路網計画は、白紙を含め抜本的に見直すこと。生活道路整備、災害対策、老朽化対策を優先すること。
- (2) 土木事務所が主に執行している交通安全施設整備費予算を大幅に増額し、住民要望に速やかに応えて生活道路の安全を確保し、特に歩道整備を促進すること。歩道確保が困難な場所では、あんしんカラーベルトの整備や防護柵を設置すること。見回り点検も含めた事業に必要な人員を抜本的に増やし、安全安心の

- (3) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う地盤沈下被害については、首都高速道路株式会社が被害者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、引き続き求めること。
- (4) 高速横浜環状道路北線の関連街区として都市計画決定している岸谷線は、必要性がなく地域住民の同意もないため、計画は撤回すること。

3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 持続可能な「地域の総合的な移動サービスの確保」の実現に向け、国へ財源拡充を求め、独自財源も充て、「市民ニーズの高いバス路線の維持、増便」、「市が運行主体となるコミュニティバス」「地域が運行主体となる移動手段への運行経費支援」など目指すこと。
- (2) 市が運行主体となるコミュニティバス事業の施策化に向けて調査・検討を始めること。
- (3) 地域交通の維持充実に向けた支援制度のさらなる拡充の検討にあたっては、地域主体で取り組むサービスへの運営費補助、本市主体でコミュニティバス運行など、財政措置を行うこと。
- (4) 引き続き、生活交通バス路線維持支援制度は、市民の日常生活の利便性を確保するものとして引き続き継続・拡大すること。

4. 自転車対策

- (1) 自転車利用のマナー向上の啓発に、引き続き積極的に取り組むこと。
- (2) 自転車専用レーン整備は、予算を増額して、抜本的に増やすこと。
- (3) 自転車保険への加入が、利用者全員となるよう、引き続き啓発ポスターを、学校・保育園・幼稚園・店舗・鉄道駅舎などへ掲示要請、チラシ配架や配布の協力要請、ネット広報など周知に取り組むこと。
- (4) 駅周辺に駐輪場が設置されるよう、鉄道事業者に対して用地提供、自己経営など求めること。また、駅前再開発事業者に駐輪場確保を求めるこ

- (5) 自動二輪車（125cc超）の駐車場について、横浜市駐車場条例に基づき、路上駐車ゼロに向け新築及び増築の商業施設等にて設置が進められているが、既存施設にも設置されるよう民間事業者へ誘導・支援を引き続き行うこと。
- (6) 自転車のヘルメットの普及が進むよう、有効性の周知、啓発に加えて、購入補助制度をつくること。
- (7) 電動キックボードの利用について、ヘルメット着用の義務化を国に求めること。

5. シーサイドライン

- (1) シーサイドラインは、逆走事故の教訓から、公共交通における安全確保、災害時や不測の事態への対応ができるよう、有人運転すること。

【港湾局】

1. 平和な横浜港を

- (1) 「平和でこそミナトは繁栄する」と願い行動する横浜港で働く人々、市民の思いを受け止め、港湾管理者として、戦争協力にあたるバースや倉庫、上屋などの港湾施設の貸し出しを決して行わないこと。

2. 港湾整備

- (1) 「国際競争力強化」の名で、海外港を経由し積み替えて輸送されているアジアから米国へのコンテナを日本の戦略港湾に呼び込む政策の下で、新本牧ふ頭整備が行われているが、プロサン港との無理な競争となっている。国際コンテナ戦略港湾整備は、中止を含め抜本的に見直しし、新規の大型港湾建設から、既存港湾の耐震化・老朽化対策など維持更新事業に重点を切り替えること。
- (2) 山下ふ頭の再開発の事業計画策定にあたっては、関係団体だけでなく、市民意見を活かすこと。山下ふ頭へ大規模集客施設整備とされている現行の都心臨海部マスタープランを見直すこと。
- (3) 横浜港港湾計画に位置付けられている新港ふ

- 頭からベイブリッジまで海底トンネルとなる臨港幹線道路計画は不要不急の大型事業であり、凍結・中止し、事業化はおこなわないこと。
- (4) 国際コンテナ戦略港湾の新本牧ふ頭整備は、釜山港との無理な競争となり、現在進行中の埋め立て工事はリニア中央新幹線の残土処理を主目的にしていることから、中止を含め見直しすること。
- (5) 横浜港で進められている水素・アンモニアの輸入・供給大規模拠点(カーボンニュートラルポート)の形成については、海外で製造時にCO₂を出すグレー水素の輸入、アンモニア混焼で火力発電を温存するなどゆがんだ内容となっている。脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー推進の足かせになるものであり、見直すこと。

3. 災害対策

- (1) 大地震による津波発生に加えて、気候変動による新たな災害への備えとして、災害発生時にふ頭内で就業中の労働者に対する下記の防災対策を進めること。
- ①島式の大黒ふ頭における独自の防災計画を策定し、災害時の帰宅困難者対策、通勤対策を強め、避難訓練を事業者まかせにせず、実施すること。
- ②災害時には徒歩移動となる可能性がある大黒ふ頭～生麦間にコンビニ等のトイレ利用可能な施設を設置すること。
- ③津波を防ぐ岸壁の整備をスピードアップすること。

4. 横浜港の安心・安全

- (1) 各ふ頭内でゴミの不法投棄、中古車の不法投棄、路上駐車について対策をとること。ドライバーへの啓発も強めること。
- (2) 大黒ふ頭内の交差点(Cバース付近)に横断歩道が無く危険なため、歩行者の安全な動線の確保に向け、引き続き検討すること。
- (3) ふ頭内の道路は、道路交通法対象外の道路のため、引き続き、市独自に消えた白線・傷んだ

路面など補修し、交差点表示・標識設置など整備し、速度超過へ対策をとること。

- (4) 女性労働者も安心して休憩できるよう、ふ頭内のトイレは仮設でなく整備し、駐車場・休憩施設を拡充すること。
- (5) 「発生が続いている「ヒアリ」等の特定外来生物の防除を徹底し、引き続き国内侵入を阻止する水際対策を強化すること。

5. 通勤バスの拡充について

- (1) 引き続き、ふ頭への通勤手段の確保を検討すること。
- ①各ふ頭に乗り入れる日中のバス便を増便すること。
②本牧Aふ頭A突堤へ、本牧Aふ頭への増便。
③鶴見駅・横浜駅から大黒ふ頭経由バスの増便すること。
- (2) 各ふ頭のバス停に屋根をつけること。大黒ふ頭バス停では、雨天時に冠水するところがあり、改善されたところもあるが、さらに足場の設置など排水改善を行うこと。

【消防局】

1. 消防力・救急体制の強化

- (1) 2024年に起きた能登半島地震や宮崎県日向灘沖の地震に続き、県内での震度5弱の連続して起きた大地震を踏まえ、横浜市の消防体制の強化を図ること。
- (2) 消防署所の浸水被害が想定される37か所について、移転できる条件が整ったところから、早期に移転すること。
- (3) 高齢化に伴い今後の救急需要は増加の一途を辿ることが明らかなことから、救急自動車の整備指標を柔軟に見直し数を増やすこと。
- (4) 深谷にある防災訓練センターは、2025年度は実施設計の策定及び各種調査を実施予定しているが、できるだけ早期に建替えを終了し、訓練センターとしての機能を満たすこと。
- (5) 今後もスタンドパイプ式初期消火器具の必要性を市民に広く知らせ、自治会町内会での設置・普及を図ること。また、そのための予算を増やすこと。

- (6) 消防庁舎建替え等に合わせるのではなく、既存の署所でも創意工夫をし、女性職員を含めすべての職員がしっかり休憩できる環境を整えるために、個室の空間を用意すること。
- (7) 全署所に仮設ではなく、救急消毒室を設置すること。
- (8) 法令通りの「共同住宅」として取り扱っている無料低額宿泊所と、いわゆる「無届施設」については、防火対策が十分とはいえない施設も多いことから、必要に応じてではなく、定期的に査察を行い、出火防止指導を徹底すること。
- (9) 出火防止指導の徹底のため指導課の人員増をはかること。

2. 石油コンビナート・米軍基地

- (1) 首都直下型地震発生の確立が高まっているなかで、石油コンビナート火災の発生リスクも高まっていくことが想定されることから、これまで以上に様々な団体との災害対応の連携を図り、避難訓練は近隣住民も共同で実施すること。
- (2) 本市と在日米海軍との間で締結されている消防相互援助協約に、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど見直しを行うこと。
- (3) 米軍基地内で使用されている消火剤がPFOS及びPFOSではないことを確認し、以前の消火器が適正に廃棄されているのかも確認すること。

3. 消防団

- (1) 旧耐震基準の消防団器具置場の建替えを早急に行うこと、とりわけ要望のある所は優先すること。そのための代替地を近隣住民、各区と連携し提供すること。
- (2) 20年以上使用の消防団車両は、市自身が掲げる目安に従って早期に更新すること。
- (3) 引き続き、現役世代の消防団員を確保するために、活動内容を精査・見直し、現役世代が訓練に参加できる工夫を行い充足率100%を達成すること、また、訓練場所の確保等、局としての援助・支援を積極的に行うこと。
- (4) スタンドパイプ式初期消火器具を使った消防

団と地域住民の訓練を定期的に実施することを局として推進すること。

4. 救急救命体制の充実

- (1) 増加する救急需要に対応するため、救急救命士有資格者採用試験については、試験区分(救急救命士区分)を継続し、合格者全員を採用できるように、初任給を引き上げるなど実施し他都市へと優秀な人が流れないようにすること。そのための財政支援を国に求めること。

【水道局】

1. 防災・災害時対応

- (1) 小雀浄水場の廃止は、災害時の早期復旧を遠ざけるものになりかねないことから、市南部の水道の拠点として浄水機能を存続させること。
- (2) 「神奈川県水道ビジョン検討委員会」が示す外部委託化や民間活力導入は行わないこと。さらに、局が持つ技術を衰退させる広域化に賛同しないこと。民営化はしないこと。
- (3) 首都直下型地震の発生率が高まるなか、水管の耐震化工事の早期完了すること。それに必要な財源措置の増額と市一般会計からの繰り入れを可能にできる「繰り出し基準の緩和」を国に求めること。
- (4) 技術継承や災害対応力の強化は、人員体制の充実が不可欠である。水道中期経営計画(2020年～2023年)は、事業量の増大を想定して、「今後、今以上に職員が必要となる」としている。必要な人員を確保することに注力し、「職員定数の適正化」を理由とする職員定数削減はやめること。
- (5) 技術継承を行う技術職の採用のために始めた、水道技術職で入職した職員をしっかりと育て、災害時の対応を強化させるため、さらに有能な技術者を確保できるよう一層工夫・努力すること。

2. 災害時の備蓄

- (1) 大地震では、飲料水の確保が難しいことから

飲料水の備蓄について、「1人1日あたり3リットル、3日分9リットル以上の飲料水の備蓄」の啓発を続けること。特に発災後に特異な自宅避難対策が必要なマンション・集合住宅に居住する市民への啓発に力を入れること。また、「水道に関するお客さま意識調査」で「保管場所がない」と回答した市民に対して、上手な備蓄の方法をお伝えするなどの対策を講じること。

3. 水道料金の負担軽減

- (1) 医療機関が苦しい経営を迫られていることから、医療機関や社会福祉施設等への水道料金減免制度を復活させること。
- (2) 福祉の観点から生活困窮者・低所得世帯、及び、医療施設、社会福祉施設等への支援に必要な財源は、国の補助金及び一般会計からの繰り入れの増額を求めるここと。
- (3) 水道料金の滞納は、生活困窮のサインと捉え、自宅訪問等で現状をしっかり調査し、分納や減免制度を知らせ、給水停止をしないこと。
- (4) 料金滞納者で解決困難な場合は、「区生活支援課への案内チラシをお渡ししている」としているが、深刻かつ緊急な場合は、水道局として区の関係窓口、各部局につなげるなどの福祉的な対応を続けること。

4. 地域貢献

- (1) 高齢化と核家族化の進展等により「緩やかな見守り」と「子育て世帯の見守り」を今後も継続すること。

5. 水源管理

- (1) リニア新幹線トンネル工事の進捗状況を確認し、道志川の水涸れや水質悪化等の影響がでていないかの報告を義務づけること。引き続き、貴重な単独水源である道志川に影響が出ないよう、本市独自に調査・監視を系統的・継続的に行うこと。
- (2) リニア新幹線トンネル工事の建設残土処理場

の状況報告を受けるだけでなく、道志川の水質の安全性確保についても、必要な策を講じること。

6. 企業団

- (1) 企業団からの受水については、受水量を計画的に減少させ、水道料金の値下げを検討すること。

7. 脱炭素の取り組み

- (1) 局が所有する施設・土地等を最大限活用し、創エネ、再エネの取組をさらに進めること。

8. その他

- (1) PFAS など汚染源の特定と汚染実態の把握を行うこと。

【交通局】

1. 市営地下鉄

- (1) 市営地下鉄の安全・安心と更なるサービス向上に車掌乗務を復活させること。市営地下鉄の安全・安心を担保する車掌乗務を復活させること。
- (2) 洪水浸水想定区域内に駅がある坂東橋から横浜駅までの区間において、水の侵入をどう防ぐのかを市民に明らかにし、市民と共に避難訓練を行うこと。
- (3) 地下鉄施設のうちで、鶴見川近辺の計画規模降雨時における洪水浸水想定区域内にある高架区間とトンネル区間との接続部について、調査結果を踏まえ必要な対策をとることについて市民に明らかにすること。また、市民参加の避難訓練を行うこと。
- (4) 駅員がいない、あるいは不足している現状は、乗客の安全・安心を守るうえで不十分であり、「事故発生時や災害時はお客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行う」ためにも、全駅のホームに要員を常時配置すること。

2. 市営バス

- (1) 交通不便地域等、必要な路線については、公営交通の責任を果たすために拡充・新設に取り組むこと。
- (2) 減便について、利用者からの苦情が多く出ている。ダイヤ改正後の検証を丁寧に行い、増便すること。
- (3) 公営交通の責任を果たすために路線の廃止は原則として行わないこと。
- (4) 金沢区内における94系統「並木団地 ⇄ 区役所」の廃止は、地域住民、利用者に多大な不便を強いている。並木団地を形成してきた市の責任として市民の声に応え、並木団地から金沢区役所や保健所警察に行けるよう取り組むこと。
- (5) 会計年度任用職員の賃金、休暇等の待遇について、見直しを急ぎ、待遇は、市長部局同様とすること。
- (6) バスの発着所、折り返し所のトイレ未整備の場所があることから、すべての所にトイレを設置するなど取組み、安全安心の運行を遂行すること。
- (7) 待機時間の余裕の確保等の改善を図ること。また、乗務員が安心して停められる場所の確保に努めること。

3. ダイヤ改正時の対応

- (1) ダイヤ改正に当たっては、改正を予定する対象路線の地元住民、利用者等の意見聴取を十分に行い、理解と納得を得るため自治会を通じてだけではなく直接地域住民への説明会を実施すること。
- (2) 地域住民・利用者の理解と合意が得られないダイヤ改正は実施しないこと。また、ダイヤ改正実施後、「問題がある場合は、速やかに見直す」とした局長答弁(21年度予算特別委員会)を確実に履行すること。

4. 市営バス 停留所の改良

- (1) 利用者から要望の強いバス停の上屋及びベンチの設置を積極的に進めること。要望の出ている全てのバス停留所に上屋とベンチの設置

計画を持ち、民間企業頼みとしないこと。設置に必要な財源を一般会計からの繰入を求めること。

5. 市営バス 担い手確保に向けて運転手の待遇等の改善

- (1) バス運転手の変形労働制は、残業代が差し引かれることで、実質賃金の低下を招いている。変形労働制は廃止すること。
- (2) 退職金のためとして給与から差し引いている11%分をカットしないこと。これまでの分を労働者に返還すること。
- (3) バスの発・着所、折り返し所のトイレ未整備の場所があることから、すべての所にトイレを設置するなど取組み、安全安心の運行を遂行すること。
- (4) 待機時間の余裕が確保できること等の改善を図ること。また、乗務員が安心して停められる場所の確保に努めること。
- (5) 運転業務に集中できるよう、マイクのコードレスを行うなど、運転席周辺を簡素化すること。
- (6) 会計年度任用職員の賃金、休暇等の待遇について、見直しを急ぎ、待遇は、市長部局同様とすること。
- (7) 新規採用者に出される、家賃補助について、離職者を無くす点からも現在の労働者にも支給すること。
- (8) (望ましくないが) 夏季休暇の買い上げは、日当計算で行うこと。
- (9) ドライブレコーダーで運転業務のあらさがしを行い处分式につなげるやり方は、働く意欲をそぐのでやめること。

6. 市営バス バス乗務員の保健・福利厚生

- (1) 支給される制服について
「制服申請マニュアル」の内容を全職員に改めて、周知徹底すること。
- (2) バス車内の紫外線防止等の車体側面ガラスの整備について

事故防止やバス車内の暑さ対策、紫外線防止の対策が施された窓を装備した車両の購入を急ぐこと。また、既存の車両にも対策が取れるようすること。

- (3) バス乗務員のコロナ感染予防検査等について
新型コロナ感染症は終息しておらず、感染力が弱まったわけではないため、不特定多数の乗客と接する市営地下鉄・バス乗務員等は感染リスクの高い職域であることから、安全・安心の交通事業を維持するために、希望する職員全員が、いつでも検査を受けられるようすること。

【教育委員会】

1. 教員未配置問題の解消

- (1) 毎年のように発生する教員の未配置の問題について、問題解決に向けて、教員採用試験の募集人数を抜本的に増やし、年度当初の定数欠員を解消すること。さらに、年度途中の産休・育休、長期療養休暇などの代替教員の速やかな確保を行うこと。

2. 教育費無償の原則等

- (1) 憲法第26条の義務教育は無償に則り、保護者負担がないように教育委員会としての措置をとること。
(2) 学校給食は単なる昼食ではなく義務教育の一環です。憲法第26条の義務教育は無償に則り学校給食費の無償とすること。また国に無償化を求める。
(3) 公立高等学校の授業料無償化の所得制限をなくすこと。その財政措置を国に求めること。
(4) 横浜市高等学校奨学金制度は、すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障するとともに子どもの貧困解決のためにも、条例を改正して成績要件をなくすこと。また、月5,000円としている一人当たりの支給額を増額し、募集枠を拡大すること。
(5) 公立と私立の高校の学費格差を是正するために、市独自の私立高校生に対しての学費補助

制度を創設すること。また国や県に対しても、私立高校生向けの奨学金制度の拡充を求めること。

3. 子どもの貧困対策

- (1) 学校健診で要受診とされた児童・生徒に対して、医療につながるようにきちんとフォローすること。また家庭の経済的な事情で受診ができないことがないように、本市独自の助成を制度をさらに拡充すること。
(2) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画に対応が盛り込まれている「生理の貧困」問題について、県立高校では、生理用品がトイレに置かれるようになった。女子児童・生徒にとっては欠かすことのできない生理用品を学校トイレに常備すること。
(3) 小中学校へのスクールソーシャルワーカー配置について、学校が要請しても数ヶ月かかる状況を改善するために増員し、相談が気軽にできる環境整備を進めること。高校へは抜本的な増員を図ること。また正規化とすること。
(4) 放課後学び場事業は、引き続き実施校を拡大すること。
(5) 市として、大学生等への返済不要の奨学金制度を創設すること。特に、横浜市立大学で給付制の奨学金制度を創設すること。

4. 就学援助

- (1) 就学援助の対象を拡充すること。認定基準が生活保護基準となっている基準を引き上げること。
(2) 就学援助の申請について、教育委員会へ郵送やデジタル申請も行えるようにすること。
(3) 就学援助を利用している家庭の負担とならないように、修学旅行費は現物支給とすること。
(4) 就学援助の部活動費用について、実態調査を行い、必要な額を全額支給すること。

5. 障害児教育

- (1) 特別支援学校施設の既存不適格を改善するよ

- う、また既存校の過密化大規模化を解消すよう、再整備をすすめること。また国にも財政支援を求めるここと。
- (2) 老朽化した金沢高校・桜が丘高校の改修をすること。
- (3) 県まかせでなく、住んでいるところから通えるように市自ら特別支援学校の拡充をはかること。
- (4) 市立学校の個別支援学級について、従事する教員の特別支援学校教諭免許状の所持率を高めること。またスキルアップ研修の充実や授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また個別支援級の教員加配を行い未配置など起こさないこと。ボランティアによる特別支援教育支援員だけではなく、支援員を職員として配置すること。教室の増設、施設設備の充実をはかること。
- (5) 個別支援学級の児童生徒に対して、毎年作成する支援計画を作るにあたっては、保護者ともよく相談してつくりあげること。また、必要であれば、隨時見直しを行うこと。
- (6) 個別支援学級の児童生徒や保護者に対して、中学校卒業以降はどうするのか、どういう進路があるのか、今後の進路など先の見通しをもてる機会をつくること。
- (7) 特別支援学校において長時間労働の解消や未配置など出さないよう教職員の配置を行い、加配を行うこと。
- (8) 障害特性に対応する専門職の手話・言語聴覚士、PT・OTを各特別支援学校に配置すること。
- (9) 希望する障害児が普通校に入学できるよう、その際の当該校への教員の加配や施設整備などの条件整備を進めるなど合理的な配慮を行うこと。そのために必要な措置を国に求めること。
- (10) 医療的ケア児支援法に基づき、医療局等と連携するなど引き続き小児看護師の育成・確保に努め、特別支援学校において必要な看護師を確保すること。また学校勤務の看護師を組織的に支える仕組みを作ること。
- (11) 小学校併設の市立肢体不自由特別支援学校は、新たに示された特別支援学校設置基準に沿うよう検討すること。
- (12) 就労の定着に向けて、特別支援学校と就労支援センター、経済局による就労定着支援に対する合同連絡会議を定期開催すること。また、市内にある民間の特例子会社などとも定期的な意見交換をする場を作ること。

6. 学校保健

- (1) 整形外科医による運動器検診を実施するため、学校整形外科医を制度化すること。
- (2) 学校でのスクールカウンセラーの配置をさらに拡充すること。また、教職員のメンタルヘルス対策として、精神科医やスクールカウンセラーによるオンライン相談体制を検討すること。
- (3) 学校医の専門外である皮膚科疾患について、皮膚科専門医による学校健診のモデル実施を行うこと。

7. 不登校への支援

- (1) 年々増え続けている不登校の児童生徒に学校外の場所を作ることは急務の課題です。まずは校内ハートフル事業の小学校への全校展開を実施すること。児童生徒が通える範囲にハートフルスペース（現在4カ所）、ハートフルルーム（現在小4・中6カ所）を増やすこと。
- (2) 個別支援学級や特別支援学校の児童生徒にハートフルスペースの利用を認めること。
- (3) 抜本的に不登校児童生徒の居場所を増やす不登校特例校の設置を行うこと。
- (4) 不登校の児童生徒でも学校検診を受けられる多様な方法を検討すること。
- (5) 不登校児童生徒に対して個別支援計画を策定すること。

8. 教育条件の整備

- (1) 教職員の労働について、働いた分だけ残業代を支払う、など労働基準法通りの運用とするよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正

を国に引き続き強く求めること。

- (2) 教員一人あたりの授業コマ数を減らすなど教員の負担軽減を図ること。
- (3) 小学校の英語の専科指導を全校で実施すること。

9. 安心・安全の環境

- (1) 通学中の児童生徒の安全確保の責任は教育委員会が負っており、学校ごとのスクールゾーン協議会で出される要望について、教育委員会内で責任部署を専任化し、要望の実現を図ること。
- (2) 通学路にある危険なブロック塀は、今だに多くの危険箇所が残されており市民の安全確保の観点からも市を挙げて安全対策を早急に進めること。また通学路の安全対策をとるためには危険なブロック塀が通学路上にある場合は通学路の変更をまず行うこと。
- (3) 学校の老朽化したブロック塀の撤去計画を前倒しにして早急にすすめ、安心・安全の向上をはかること。
- (4) 憲法 19 条に基づき、内心の自由を奪うことになる「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。
- (5) 国際教室担当教員、日本語指導非常勤講師、外国語補助指導員の増員、会計年度任用職員の常勤化などで体制を強化し、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援をさらに拡充すること。母語支援や通訳について、ボランティア頼みとせず、職員として、必要な児童生徒・保護者の支援をするなど、確実に実施できること。
- (6) 子どもの権利条約に基づき朝鮮学校への補助金交付を再開すること。
- (7) 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知に基づき、学校内外の「サポートチーム」や「支援委員会」の設置状況や、児童生徒への対応状況について支援の充実などの通知にとどまることなく、実施できているのかの調査をすること。引き続き、教職員・管理職等への研修の充実を

図ることで、教職員が正しい知識をもって理解し児童生徒に配慮できるよう、より相談しやすい環境の整備をすすめること。

- (8) 学校配当予算(学校運営費)を増額すること。

10. 学校図書館

- (1) 学校図書館の図書費を増額し、全ての学校で図書標準を達成すること。その際に、適切な図書の入れ替えを行うこと。また図書を増やすにあたって、学校図書館のスペースの確保も行うこと。
- (2) 学校司書が専門性をもって、司書教諭と協働し学校図書館をさらに活性化できるよう、新規採用者からは司書資格者とし正規職員として採用すること。
- (3) 学校司書が児童生徒のため、また、教職員との打ち合わせの時間を確保したり、子どもたちが学校にいる時間帯に学校図書館が利用できるよう、勤務日数・時間数を大幅に増やすこと。
- (4) 1区1館しかない公立図書館では児童生徒の読書の推進・調べ学習など、こどもだけでの利用は進まないため、夏休みなどの期間も学校図書館を開館して児童生徒が利用できるようにすること。また学校司書の勤務を通年とするここと。
- (5) 学校図書館には、教科書を配架すること。新聞を購読すること。
- (6) 学校司書の業務を具体的にアドバイスする学校図書館支援センターを設置すること。支援センターには、学校司書経験者も配置し、学校図書館の支援強化を図ること。
- (7) 資料の有効活用で児童・生徒・教職員が豊かな学びや教材準備の充実が図れるよう、学校図書館間の相互貸し借りや公立図書館からの資料提供が容易にできるよう、制度改革や、物流ルートの確立を図ること。
- (8) 現在の学校図書館に配置されている PC は主に蔵書管理を行うためとして、ネットにもつながっておらず、古い PC が多く見受けられます。適切な PC の更新を行うこと。また公立図書館の蔵書検索もできるよう、学校図書館への Wi-

Fi 整備など、ICT 環境の整備を図ること。

- (9) 市立高校の学校司書の正規採用をすること。

11. 学校施設整備

- (1) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について、学校統廃合や民間施設との合築については地域の合意なしに進めないこと。
- (2) 小規模校の良さを生かす、地域の文化の拠点である学校を守るという視点が欠けている「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」のうち学校統廃合推進方針は廃止すること。
- (3) 小中学校の建て替えに当たっては、文部科学省が示す基準通りの校庭面積とすること。
- (4) 中学校の建て替えにあたっては、将来の自校方式による給食実施を見込んだものとすること。
- (5) 学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から必要な修繕が進むように、学校特別営繕費の増額に努めること。
- (6) 和式トイレの洋式化を特に小学校では早急にすすめること。バリアフリートイレの設置を全校に行うこと。
- (7) 全校でのプール設置を堅持すること。
- (8) 「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回すること。公園プールは地域住民のための施設であり、学校プールは教育のための施設で児童生徒のためのものである。共用によって利用に制約が出てくるため、プールの集約・統合はやめること。
- (9) 空間放射線量の測定結果に関わらず、放射性物質が土壤に含まれていることの危険性を直視し、埋設処理された小中学校 4 校の汚染土も回収し、北部汚泥資源化センターに移すこと。
- (10) 猛暑の上、40 度を超える学校給食調理室にエアコンを設置すること。設置にあたっては厚生労働省発出の「大量調理施設衛生管理マニュアル」にある「施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は湿度 80%以下、

温度は 25°C 以下に保つことが望ましい」に基づいて進めること。

- (11) 猛暑の中でも教育環境を整えるために体育館へのエアコン設置を早めること。また、特別教室や武道場のエアコン設置を進めること。教室などの既存の設備更新の数を増やすこと。
- (12) 既存学校の断熱化について、他都市の実践にも学び、本市でも本格的に取り組むこと。
- (13) 校内ハートフルの全校展開や個別支援学級の在籍数が年々増えたり、多様な国籍の児童生徒が増えることで、個別に対応する教室が必要な場面が増えており、必要な教室が足りていない状況が一部見られ、実態把握を行い改善すること。

12. 学校安全教育の推進

- (1) 学校現場での事故について、日本スポーツ振興センターの給付をすみやかにすること。また、すみやかに事故を公表し、子どもの立場に立って補償し、学校任せにせず教育委員会の責任で解決をはかること。
- (2) 市立学校への産業医の配置は現状をふまえ、きめ細かな教職員への健康管理・安全衛生管理を行えるよう数を増やし、巡回の回数を引き上げること。

13. 学校給食等

- (1) 全員喫食の中学校給食を実施するにあたって、温かいものを温かいまままで、香りも栄養価も下がらないできたてを提供できる学校調理方式を原則として進めること。そのうえで、親子方式が可能なところは親子方式で実施すること。センター方式が可能なところはセンター方式とする計画に見直すこと。こういった多様な方法で中学校給食を実施することで、異物混入での提供中止や大規模な災害などの際に、トラブルを最小限に回避できるようにすること。
- (2) 横浜市立中学校における昼食時間は、小学校や他自治体の時間表も参考にして、落ち着いて食事をゆっくりととれるように設定すること。

- と。そのためにも、小学校よりも遅い始業時間の見直しを行うこと。
- (3) 国が提示する栄養基準を100%満たすように、さらに小学校・中学校給食の内容充実をはかること。
- (4) 小学校給食の調理業務について、教育の一環としての学校給食を最優先し、これ以上の民間委託は中止し直営に戻すこと。全校への栄養士配置と必要な調理員を配置し、食教育としての学校給食を充実・発展させること。民間事業者とは災害時に避難所となった時に対応できるよう協定を締結すること。
- (5) 小学校の給食食材の放射線測定について、全市1校でなく食材調達の方面別に最低1校の全量検査を毎日実施すること。
- (6) 学校給食での食育の観点から、市内産・県内産農産物の利用目標を数値で定め地産地消を進めること。

14. 夜間中学校

- (1) 夜間中学が学齢超過者(不登校・引きこもりの若者等)の進路先の一つであることも含め、チラシ・ホームページに、入級要件を「中学校を卒業していない人や、卒業していても不登校や保健室登校等で実質的に学習できなかった人」とし、PRポスターを作成し、公共施設や駅などへの掲示を行うなど、さらに工夫して市民への周知を図ること。
- (2) 外国語版チラシを区役所や国際交流ラウンジなどに常置すること。
- (3) 相談を受けている機関や区役所等で当事者に直接周知するなど、さらなるPRを行うこと。
- (4) 市内在住・在勤でない方も、希望者との面談などを通じて状況を把握して蒔田中の夜間中学に入学できるように対象を改題すること。全国の夜間学級設置の動向などを踏まえ、国際局と必要に応じ情報を共有し、県内の義務教育未修了者が市町村帰属にかかりなく、近隣や職場近くの夜間中学に通学できるよう、県や県内夜間中学校との間でさらに協議を進めること。

- (5) 夜間学級において、課題を抱える生徒に対して、より効果的な支援ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- (6) 夜間学級において、課題を抱える生徒に対して、より効果的な支援ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- (7) 中学校夜間学級の生徒に給食を提供すること。
- (8) 随時入学受け入れを原則とすること。生徒一人ひとりの状況により、本人とも相談しつつ、進級の判断をすること。
- (9) 多様な生徒が学ぶ場であることから、教職員配置は少なくとも6名以上の専任教員の配置をすること。
- (10) 教育活動の充実が図られるよう、日本語力の不十分な児童・生徒は教科から取り出して日本語指導する日本語特別クラスを設けること。
- (11) 夜間学級の配当予算を抜本的に増額すること。また使用できる教室を増やすこと。
- (12) 蒔田中学校夜間学級のオープンスクールなど公開すること。

15. 中学校の部活動

- (1) 役割分担の問題ではなく、部活の対応を仕事とするのであれば、残業代に当たる金額を支給すること。また教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを全教職員へわかるように通知を出すこと。
- (2) 部活動にかかる費用は全額公費とすること。
- (3) 子どもを主人公にした部活動のあり方を検討し、教員以外の部活動指導員の確保・待遇改善など当面の改善を図り、教員の負担軽減を実現すること。

16. 教科書採択・副読本等

- (1) 教科書採択について多くの教員が調査研究に参加できるようにし、学校現場の声を生かした調査報告書を学校ごとに提出し、採択に反映するくしくみを導入すること。

- (2) 教科書調査員は、現場で児童生徒の指導にあたっている教員がなるようすること。
- (3) 教科書採択について、投票の場合は記名式で行うこと。採択の教育委員会会議は、傍聴希望者が入ることのできる会場を準備し開かれた会場で行うこと。引き続きインターネット中継を行うこと。録画を行い公開すること。
- (4) 教科書の採択地区について、現行の全市1区を見直し、行政区毎に戻し将来的には学校採択をめざすこと。
- (5) 市民に教科書を身近に知つてもらう教科書センターの設置個所数を、5か所でなく抜本的に増やし、全区での展示会を継続すること。展示会場では、入口でわかりやすく案内するなど、展示会を行つて多くの市民に知らせること。
- (6) 教科書展示会のアンケートについて、展示会運営についてはもとより、教科書内容についての意見を求め明確に表記すること。また教育委員全員が、市民から出されたアンケートを読むことができるようすること。
- (7) 採択された教科書を市立図書館でいち早く展示すること。

17. 図書館

- (1) 市立図書館を増設したり、一つ一つの図書館の蔵書を増やしたり、充実を図ること。
- (2) 増え続ける歴史的価値のある蔵書が市民のニーズにも応えられるような保管のあり方を考察し、場所の確保に向けて取り組みを開始すること。
- (3) 引き続き障害者の図書館利用について、サービスの向上を図ること。視覚障害者に対しての、点字や拡大本、録音図書、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる資料の充実をはかること。各区の図書館においてもこれらの資料充実を進めること。
- (4) 地区センターや駅で図書取次サービスを行うなど、市民から要望が出されている図書取次サービスの箇所数を増やすこと。
- (5) 図書館ビジョンをより具体化する総合計画をつくる際には、市民参加・市民協同で策定すること。

- (6) 図書館運営に当たって市民協同がより進むように図書館協議会を設置すること。
- (7) 市立図書館におけるデータベースや電子図書事業者を増やすなど調査研究機能をさらに充実させること。
- (8) 外国につながる市民に向けて、図書資料を充実させること。また識字や対話のプログラムも実施すること。
- (9) 鶴見区の豊岡町複合施設について、市民全体への説明会を実施すること。現在の鶴見図書館の場所について図書館機能は残すこと。
- (10) より蔵書を増やせるように、一つ一つの図書館の延べ床面積を拡張すること。
- (11) 地区センターに市立図書館分室を設置すること。

18. 文化財保護

- (1) 上郷猿田遺跡について、栄区上郷猿田地区の開発断念を受けて横浜市として本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、記録保存にとどめず、文化財として保護・保存・活用すること。
- (2) 引き続き、金沢区の野島掩体壕については関係局と連携し、港北区の日吉台地下壕は所有者や地域住民と連携して、その他市内各地にある戦争遺跡を調査して、保護、市民公開に取り組むこと。また、戦争遺跡マップ等を作成するなどして、広報に努めること。
- (3) 横浜市歴史博物館の展示のリニューアルや付随する野外施設（大塚・歳勝土遺跡）の本格的な補修について、計画的かつ早急に行うこと。また現在の指定管理料の引き上げを行い、必要な管理・運営費を保障すること。また、本施設を直営に戻すこと。
- (4) 横浜市八聖殿郷土資料館のトイレ改修を行うこと。

19. ICT教育

- (1) 「学びの条件」を広げるものとして、オンライン

- ン学習やオンライン授業についても、教育委員会の責任でどの学校でも同等の授業が実施できること。
- (2) ①GIGAスクール構想に基づき、ICT活用が推進されているが、有効な活用方法を集団的に議論したうえで児童生徒の発達を保障するツールとして活用すること。
 ②個人情報ビッグデータに蓄積し民間教育産業、IT企業等が利活用することを可能とすることの危険性を熟知し、危険性の課題の解決を国に求めること。
- (3) メディアリテラシー教育を学年にふさわしい内容で推進すること。
- (4) 教職員の負担軽減からも、ICT支援員を基本的に各校へ専任で配置できるよう国へ要望すること。
- (1) 立候補者の政策が掲載されている選挙公報が届く前に期日前投票が開始される事態は、有権者の知る権利や情報の公開性、立候補者とともに有権者の参政権に関わる問題があるので、選挙公報が早く確実に届く方法を国とも相談し、実施すること。郵送での配布についても検討すること。総務省によると期日前投票所には選挙公報が備え付けてあるということなので、その場に掲示できるかどうか検討すること。
- (2) 期日前投票所の箇所数を抜本的に増やすこと。特に、寿地区やラポールに期日前投票所を設置すること。車で巡回しながら移動して投票できる「移動式期日前投票所」の導入を検討すること。
- (3) 高校、大学の期日前投票所をさらに増やすこと。

20. 高校・部活など

- (1) 高校受験をなくし誰もが高校に通えるように保証する制度へと転換するように、国に働きかけること。
- (2) 高校初任者の一回目の異動は原則中学校となっている原則を撤廃すること。
- (3) 教員の異動内示を早くすること。
- (4) 部活動において、公式戦の自校開催についての手当額を上げること。
- (5) 市立の工業高校を設置すること。

21. その他

- (1) 通学路の安全確保について、ボランティア頼みではなく市教委として交通指導員を配置すること。
- (2) 盲導犬ユーザーとの体験型授業の機会となる「暮らしやすい街・横浜 盲導犬小・中学校キャラバン」を積極的に活用すること。
- (3) 教職員の負担軽減のため、YCAN・校内ネットワークなどのICT機器の管理業務をICT支援員が行うようにすること。

2. 参政権の保障

- (1) 選市長選挙、市会議員選挙では選挙公報が期日前投票の初日にホームページへアップされていることを周知徹底すること。
- (2) 市内でもバスに乗らなければ行けないほど距離が遠い投票所があることをとらえて、投票日当日の投票所の設置個所数を抜本的に増やすこと。
- (3) 高齢の方や障害がある方々が投票にアクセスしやすい「移動式投票所」について検討すること。
- (4) 当日の投票所に駐車場を確保すること。
- (5) 特養ホームや病院などの臨時の投票所申請がどのくらいされているのか調査し、向上を図ること。
- (6) 入所者からの投票所設置や投票行動支援の要望にきちんと応えるように選挙管理委員会として広報・要請すること。
- (7) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようになること。期日前投票所には開所と同時に配架す

【選挙管理委員会】

1. 期日前投票の改善と拡充

ること。視覚障害当事者からもよく聞き取りをして選挙公報の拡大版も検討すること。

また、国政選挙等の政見の点字・音声訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、国に要望すること。

(8) 郵便投票対象者の要件緩和について引き続き国に求めること。また、施設や病院でも投票できることの周知と啓発に特段の手立てを講じること。指定されていない施設について、区選挙管理委員会を通じて指定の働きかけを日常から引き続き取り組むこと。

(9) 期日前投票開始時までに、点字の候補者名簿を作成すること。

(10) 代筆の際のプライバシーが守られるよう、投票所の方々に引き続き配慮することの周知を行うこと。

(11) 国内において、長期滞在で住所地に帰れない場合の投票についての周知を徹底すること。

(12) 日本国外に在留の方の投票する権利を保障するために、更なる周知に取り組むこと。

(13) 投票権行使することへのバリアをなくすように、投票所内のバリアフリーはもちろんのこと、投票所までのバリアがある場合はどうするのか、区などが相談にのること。また投票所に車で行く際、無料で使えるよう駐車スペースを確保すること。

【議会局】

1. 職員の勤務の在り方

(1) 議会局の職員の人員体制を増やし、長時間勤務にならないようにすること。

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10

市役所内

日本共産党横浜市会議員団控室

T E L. 045-671-3032

F A X. 045-641-7100

ホームページアドレス <http://www.jcp-yokohama.com/>

メールアドレス info@jcp-yokohama.com